

令和 3 年 第 1 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会
会 議 録

令和 3 年 2 月 2 5 日 開会

1 9 日間

令和 3 年 3 月 1 5 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

令和3年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

令和3年2月25日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

5番 千 福 清 英

2番 関 口 ほづみ

6番 藤 浦 稔

3番 井 上 浩 一

7番 山 形 研 介

4番 田 村 陽

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

6. 地方自治法第121条により、本会議に説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 斎

住 民 課 長 池 西 昌 夫

教 育 長 栗 山 和 之

健康福祉課長 尾 谷 浩

参 与 西 口 栄 一

健康福祉課
健康担当課長 西 口 美 和

総 務 課 長 日 谷 順 彦

観光・産業振興課長 菊 井 佳 宏

会計管理者兼
税務・債権担当課長 北 浦 信 行

危機管理室長 菊 井 秀 行

人事財政課長 中 野 光 二

施設整備課長 下 休 場 健 司

地域戦略室長 赤 阪 秀 樹

教 育 課 長 森 田 洋 文

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

主 査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 議案第 2号 専決処分（令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算
（第11号））の承認を求めることについて

- 日程第 6 議案第 3 号 千早赤阪村営香楠荘設置及び管理に関する条例廃止について
- 日程第 7 議案第 4 号 千早赤阪村金剛山ロープウェイ条例廃止について
- 日程第 8 議案第 5 号 千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について
- 日程第 9 議案第 6 号 千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について
- 日程第 10 議案第 7 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 11 議案第 8 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について
- 日程第 12 議案第 9 号 令和 2 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 日程第 13 議案第 10 号 令和 2 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 議案第 11 号 令和 2 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 12 号 令和 2 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 13 号 令和 2 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 14 号 令和 2 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 15 号 債権の放棄について
- 日程第 19 議案第 16 号 令和 3 年度千早赤阪村一般会計予算
- 日程第 20 議案第 17 号 令和 3 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 18 号 令和 3 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算
- 日程第 22 議案第 19 号 令和 3 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 23 議案第 20 号 令和 3 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 21 号 令和 3 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算

午前１０時００分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、令和３年第１回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 皆様おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和３年第１回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、２度目の緊急事態宣言が出されている中でございますが、村内での感染者はどうか５人のままでとどまっております。村民の皆様への感染防止に対する取組、御協力に感謝申し上げます。

いよいよワクチンの医療従事者向けの先行接種も始まり、４月以降の一般接種に向け、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、スムーズに接種事業を進めることができるよう準備を進めているところでございます。コロナ禍が一日も早く終息し、村民の皆様が安心して暮らせる日が来ることを願っております。

それでは、今議会に提案いたします案件でございますが、人事案件１件、専決処分１件、条例案件６件、債権放棄１件、補正予算６件、令和３年度当初予算６件の計２１議案でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 次に、２月１８日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 それでは、報告申し上げます。

去る２月１８日に開催いたしました議会運営委員会におきまして今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり、議案第１号から議案第２１号までの２１議案でございます。

審議方法につきましては、議案第１号、議案第２号及び議案第６号の３議案を本会議において審議することに決しております。議案第３号から議案第５号、議案第７号から議案第１５号の１２議案は、村長の提案理由の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。議案第１６号から議案第２１号の令和３年度予算６議案については、村長の提

案理由の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日２月２５日から３月１５日までの１９日間と決しておりますので、併せて御報告を申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、５番千福議員、６番藤浦議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日２月２５日から３月１５日までの１９日間といたしたいと思いを。これに異議ありませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日２月２５日から３月１５日までの１９日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第３、諸報告に入ります。

南河内環境事業組合議会の田村議員から組合議会定例会の経過報告がございます。

田村委員。

○田村議員 令和３年２月１２日、第１回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。つきましては、その内容の御報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から委員会の開催内容の報告の後、引き続き事務局から第１清掃工場火災事故に伴う施設の復旧状況及び各施設における基幹的設備改良工事の進捗などが報告されました。

続きまして、本会議では以下の提出議案が審議されました。

順に申し上げますと、１、報告第１号組合議会議員の異動については、河南町から中川博議員、太子町から山田強議員が組合議会議員に就任された報告でございました。

２、選挙第１号組合議会副議長の選挙については、任期満了により欠員となっていた副議長に河南町選出の中川博議員が指名推選により選出されました。

3、承認第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、令和2年の人事院勧告に基づき、富田林市に準じて、令和2年11月30日付専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

改正内容は、一般職の職員の令和2年12月の期末手当支給割合を0.05か月分引き下げ、令和3年4月以降の期末手当の支給割合を6月、12月で均等になるよう改めるものでございます。

4、議案第1号南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、富田林市の道路占用料条例の改正に伴い、その一部を準用している組合の本条例についても所要の改正を行うもので、原案のとおり可決されました。

改正内容は、電柱、看板、ガス管、水道管、そのほかこれらに類するものに使用させる場合の使用料、単価について改定し、令和3年4月1日から施行するものです。

5、議案第2号第1清掃工場粗大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事請負変更契約締結については、現在施工中の本工事において、建築工事の一部仕様変更により、現契約額から1,144万円減額変更するもので、原案のとおり可決されました。

なお、本件復旧更新工事に関連し、火災を引き起こす原因となるガスボンベやリチウムイオン電池等について、構成市町村と協力をし、住民の方に適正なごみの出し方についてのPRを引き続き行っていただきたいとの要望がございました。

6、議案第3号令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）は、資源再生センター基幹的設備改良事業費、各清掃工場業務管理費及び職員人件費について必要な措置を講じるため、歳入歳出それぞれ145万3,000円を追加し、予算総額を40億7,048万6,000円と定めるとともに、事業に伴う継続費及び地方債をそれぞれ補正するもので、原案のとおり可決されました。

7、議案第4号令和3年度南河内環境事業組合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を39億5,557万3,000円と定めるもので、原案のとおり可決されました。

歳入歳出予算の歳入では、分担金及び負担金が18億8,186万9,000円で、前年度比3,007万6,000円の減。なお、千早赤阪村の分担金は、前年度比32万4,000円減の5,495万9,000円でございます。使用料及び手数料が8,068万9,000円、国庫支出金が5億5,893万6,000円、財産収入が322万8,000円、繰入金が2億1,408万9,000円、繰越金が7,000万円、諸収入が16万2,000円、組合債が11億4,660万円でございます。

次に、歳出では、議会費373万5,000円、総務費8,911万8,000円、衛

生費は３８億３，０８０万３，０００円で、内訳として、ごみ処理費で２７億２，２０２万７，０００円、し尿処理費で１１億８７７万６，０００円でございます。次に、公債費では、元金、利子合わせまして１，６９１万７，０００円、最後に予備費１，５００万円。

以上、予算総額３９億５，５５７万３，０００円でございます。

なお、新年度予算における環境啓発費に関連し、ごみ減量や資源化の推進を目的に組合ホームページを積極的に活用されるとともに、地球温暖化対策として、ごみ焼却に伴う温室効果ガスの排出量が９０％を占めていることから、ごみ減量は必須の対策であるので、今後も構成市町村との協力のもと、ごみ減量対策に努められたいとの要望がございました。

８、監査報告第１号例月出納検査の結果報告については、令和２年度の７月から１２月分の検査結果の報告でございまして、特に問題はなかったとのことでございました。

以上、簡単でございますが、これをもちまして令和３年第１回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○田中議長 御苦労さまでございました。

続きまして、大阪広域水道企業団議会の井上議員から企業団議会の定例会の経過報告がございました。

井上議員。

○井上議員 それでは、御報告申し上げます。

大阪広域水道企業団議会の報告をいたします。

去る令和３年２月５日、全員協議会が行われ、令和３年２月定例会の招集日の内定、主な議事について説明があり、続いて理事者より本村の水道事業の料金改定に伴う議席配分の説明がありました。

企業長、理事者退席の後、一般質問の方法が変更されたことによる会議規則の変更の説明があり、２月定例会本会議において、議員提出議案として上程し、改正する旨確認がありました。

続いて、上程議案の議案説明要旨の文書配付について説明があり、次回の日程、新たな任期に係る会議日程、議会運営に係る確認事項及び事例集の整備について説明があり、協議会は閉会いたしました。

その後、続いて議員定数等調査委員会が行われ、議論されましたが、結論に至らず、現状持ち越しとなりました。

本会議は、２月１６日午後０時３０分からの全員協議会の後、午後１時より行われ、諸

般の報告として、当選議員の報告、紹介、定期監査結果の報告及び工事監査結果の報告、例月現金出納検査結果の報告、説明者の通知がされました。

続いて、当選議員の議席の指定、次に議員提出第1号議案として、大阪広域水道企業団議会会議規則一部変更の件が上程されました。

次に、企業団運営方針説明が企業長より説明があり、続いて議案第1号大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件、第2号議案大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件、第3号議案令和2年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件、第4号議案令和2年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件、第5号議案令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件、第6号議案令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件が上程され、一般質問に入りました。4名の議員が発言され、質疑応答の後、討論に入りましたが、賛成討論のみ行われ、一括議題とし、全員異議なく、原案どおり決定いたしました。

以上、簡単ではございますが、水道企業団議会の報告といたします。

○田中議長 御苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、議案第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第1号提案理由。

議案第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき、山本一郎氏、65歳の選任につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

今回の選任は、委員をお願いしておりました東條裕樹委員が令和3年3月31日付で任期満了となり退任されることから、後任の委員として山本氏をお願いするものでございます。

東條氏につきましては、平成23年8月から委員を務めていただき、その御苦労に対し、深く感謝するものでございます。

山本氏は、昭和49年に大阪府に入庁され、富田林土木事務所に勤務された後、なにわ東府税事務所、泉北府税事務所、南河内府税事務所を経て、令和2年3月に退職をされて

おります。人柄は温厚で人格高潔、さらに税務行政に対する識見も高く、広く社会の実情に通じた方でございます。

私といたしましては、固定資産評価審査委員会委員として最適任と考えますので、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

なお、御同意いただければ、任期は令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。どうかよろしく願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 今回選任されますけれども、固定資産の定員は何名か、お尋ねいたします。

○田中議長 中野課長。

○中野人事財政課長 委員数については3名でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今回、山本氏は二河原邊から選出されることになりまして、この方についてどうこうということではありませんけれども、この3名の方で村内全域におられるのかどうか、その点、ほかの2名の方の地区はどこにおられるのか、参考のためにお伺いいたします。

○田中議長 中野課長。

○中野人事財政課長 現委員でございますが、1人の方は千早地区の方でございます。もう一名の方は水分地区になっておりまして、今度引退する方は森屋地区でございますので、今回については森屋地区の東條さんの代わりということで就任していただくということでございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今回で千早地区と水分、二河原邊ということで、旧の千早地区につきましては1人ですけれども、3名ということになりますので、全体、村のバランスを今後も保っていただきますようお願いいたします。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第１号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第１号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第５、議案第２号専決処分（令和２年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１１号））の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第２号提案理由。

議案第２号は、令和３年１月２９日付で専決処分いたしました令和２年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１１号）について議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び接種事業を実施するための経費を増額するものでございます。

内容につきましては担当より説明しますので、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、一般会計補正予算（第１１号）につきまして御説明を申し上げます。

まず、４ページをお開きください。

第２表債務負担行為の補正でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種券発行等事業とワクチン接種者を送迎するためのマイクロスバ運行事業を追加するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

歳出でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、クーポン券の送料やワクチン接種のための委託料、またワクチン接種者を管理するためのパソコンの購入費等を追加するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金でございます。国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 いよいよワクチン接種が実現することになりまして、2月当初は医療従事者ということで、先ほど村長からも報告ありましたが、一般の高齢者から始まるワクチン接種について村でやってほしいという声がありましたけれども、それにつきましても村でやるのが一番だとは思いますが、この件について村の実情、富田林医師会も含めまして、村では非常に困難だというような報告も受けましたが、その点についてもう一度この場で説明していただきたいと思います。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 村内接種に関しましてですが、村内の医療機関に関しては、資源のほうやはり乏しいということと、当初から個別の医療機関実施となりますと、予約が医療機関に殺到したり問合せが多くなるなど、医療機関の負担も多いということが考えられます。

また、村内の集団接種会場をつくるということも考えましたが、それは医師会の協力なしでは医療従事者が足りない状況です。

また、現在薬事承認されているワクチンというのはファイザー社のワクチンですが、それについては温度管理や配送が難しいワクチンとお聞きしています。それで、富田林医師会さんのほうが、まずは集団で、4市町村合同です、たくさんの人を受けることによって効率的に進めていこうということで、4市町村と共同実施をするということでさせていただいています。

集団接種で大勢の方に短期間で接種していただくということですので、送迎のほうも現在検討しているところです。

今後、ワクチンの承認状況であったり供給状況とか接種の進捗状況により、医師会と調整を図りながら、村内医療機関での接種ということも検討していきたいと考えております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 村での接種がいろんな環境で非常に難しいということですので、それについても私たちも理解するものでありますけれども、その対応として送迎も準備していただいておりますけれども、その点、村としてのこういう環境で村ではできないということに住民に丁寧に説明していただけますようお願いいたします。

○田中議長 要望でいいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 今回、会計年度任用職員の報酬が提案されてますけれども、こちらはどのような形の業務になるのか、お伺いいたします。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 こちらの会計年度任用職員に関しましては、まずコールセンター業務ということで、予約の受付、また相談業務ということで看護師さんを週5、3月からということで計上させていただいてます。また、予約の受付と、あと接種後のデータ管理というかデータ入力ということで事務職員を週3回、3月から1か月ということで計上させていただいてます。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

ということは、この会計年度任用職員報酬はお二方の分が含まれているという理解でよろしいのでしょうか。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 看護師2名と事務1名ということになります。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。ありがとうございます。

また、新型コロナウイルスワクチン接種券発行等業務委託料、こちら95万2,000円上がってますけれども、こちらは委託先とかある程度決まっているのでしょうか。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 現在、健康管理システムを導入している富士通のほうでお願いすることになっています。

以上です。

○田村議員 以上です。

○田中議長 いいですか。

○田村議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

井上議員。

○井上議員 パソコンを買われたりとか、あとシステムについていろいろされると思うんですけども、国や府との連携等はどうなってるのでしょうか。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 大阪府や国との連携ということは、システムに関してということでよろしいでしょうか。

○井上議員 はい。

○西口健康福祉課健康担当課長 システムに関しては、予約管理のシステムと、あと予防接種のデータを入力するシステムというのがまずございます。それと、あとワクチンの供給量を定めるシステムというのが国のほうで開発されていますので、それも導入する予定になっています。

もう一つは、マイナンバーと連携するという分なんですけど、それについて先々週国のほうから連絡がありまして、全市町村で実施するようになっているので、それについても今後具体にもう少し出ると思うんですけども、予防接種会場でOCRを読み込んで、それが瞬時に国のほうで集められてデータ管理できるということになっています。それでいうと、即日、接種したか、してないか、またワクチンは何のワクチンを、どんなロットナンバーの分を受けたかということで、転出入があったときとか、あと災害で紙ベースのものがなくなった場合とか、そういうときに対応できるということでお聞きしています。ですので、市町村で行った予防接種については国のほうでも府のほうでも状況が分かるということになります。

以上です。

○田中議長 井上議員。

○井上議員 接種のほうは今医療関係者ちゅうことでしていただきまして、高齢者のほうに移行はしていくと思うんですけど、その段階できっちり連携が取れるような状況にある

のかというのと、あといろんな設備とか送迎の車両についても検討中とおっしゃったんですけど、村として準備せなあかんものとかあると思うんですけど、その辺で何か足りないとか、準備ができそうにないとかというものはあるのでしょうか。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 1つ目の質問をもう一度お願いしたいんですが。

○井上議員 4月ぐらいから高齢者の接種が始まるということなんですけど、それに関して、今おっしゃったように、データとか、あといろんな情報があると思うんですけど、その辺の連携というのは、例えば村と府と、それから国に対してきっちりとシステム上連携が取れるような状況で接種に入っていけるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 接種データにつきましては、国のほうがつくられたシステムのほうで即日管理ができるという方向にするということではお聞きしてますが、それが各種自治体さんですぐできるかというのが今課題になっているところなんです。ですので、まず高齢者の先行接種のほうで4月から始まった時点で、その不具合がないかというのをチェックしながら順次進めるということでお聞きしています。接種自体の数の管理というのは別の国のシステムのほうですることになってますので、現在千早赤阪村はこれだけ接種できてますというのを随時毎日入力することになってますので、それで大阪府全体としてどうか、国としてどれぐらい進捗状況がどうかというのは把握できるようなシステムになっております。

もう一つ目の送迎とか準備物に関してなんですが、送迎のほうもどういった方法が一番村にとってベストかというのを今考えながらやっているところです。ワクチンの供給量が未定というところで、なかなかこの方法でということは今時点で決定するというのができませんで、それはワクチンの供給状況も見ながら、どういった方法が一番いいかというのを検討していきたいと思っています。

○田中議長 井上議員。

○井上議員 一般の方から質問があったんですけど、ワクチン、3社ですか、順次入ってきてと思うんですけど、例えば私はこのワクチンが受けたいんやとか、そういうことってできるんでしょうか。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 今時点で薬事承認されているのがファイザー社ということになりますので、多分高齢者に関してはファイザー社でいくと思われます。1回目ファイザー社を受けたら2回目もファイザー社ということで、もう同じワクチンしか受けられな

いということになってまして、私はこのワクチン、私はこのワクチンということで希望になるとかなり煩雑になりますし、また間違いがあってはいけないということもありますので、1回目受けた、今供給されているワクチンを当面順次打っていくということになります。アストラゼネカに関しては、温度管理が少し楽というか、季節性インフルエンザと同じタイプになりますので、もう少し扱いやすくなると思います。

○田中議長 井上議員。

○井上議員 今いろいろ答弁いただいたんですけど、今多分そういう情報というのは出せないと思うんですけど、大体の形となった情報っていつ頃発表されるんでしょうか。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 クーポン券の発送の時期というのも国から多分この日ということで言われると思いますので、そのときには皆様方に住民の方にお知らせできるような、間に合うように今現在進めているところです。クーポン券の発送については国のほうからいつということがありますので、それを待っているところです。

○井上議員 ありがとうございます。

○田中議長 ほかにございませんか。

千福議員。

○千福議員 先ほど説明あったかも分かりませんが、再度お聞かせください。

庁用器具費、そしてまた機械器具費、この双方で100万円近く計上されて、予定されてます。これどのようなものを、器具に当たるんか、教えていただけたらと思います。お願いします。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 庁用器具費は、集団接種の会場の感染対策用の備品を考えております。11万円になります。機械器具費に関しましては、パソコンを購入ということで、ワクチン管理のシステムを使用するパソコン1台と、接種予約や相談業務に使う健康管理システム用のパソコン3台ということで予定させてもらってます。88万2,000円になります。

以上です。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 この器具等については保健センターのほうで利用というか活用されるというものだと私は思うんですが、その辺はいかがですか。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 保健センター内での利用になります。

○千福議員 ありがとうございます。

○田中議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 担当のほうから、実際ワクチン接種が始まるときに、富田林でやることになりますけれども、ぜひ要望していただきたいんですけれども、高齢者というのは腕でできない人もある、そのときには体もどこかで露出をしないとできないというような事例もありまして、そういう人については個別の部屋を設けてるという、そういう自治体もあるという報告がありました。富田林でもぜひそうした体制も整えていただきますように担当のほうから要望していただきたいなと思いますので、これは要望で結構です。

○田中議長 はい、要望。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第2号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第6、議案第3号千早赤阪村営香楠荘設置及び管理に関する条例廃

止について、議事日程第7、議案第4号千早赤阪村金剛山ロープウェイ条例廃止についての2議案は関連いたしますので、一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第3号から議案第4号提案理由。

議案第3号及び議案第4号は、千早赤阪村営香楠荘設置及び管理に関する条例廃止について並びに千早赤阪村金剛山ロープウェイ条例廃止について、関連いたしますので、一括提案するものでございます。

耐震性能がないことが判明し、平成31年3月15日から運休している金剛山ロープウェイと令和元年9月1日から休館している香楠荘については、金剛山ロープウェイ等のあり方を検討すべく、全員協議会や特別委員会で議論を重ねてまいりました。

1月20日の第7回の特別委員会においては、金剛山ロープウェイ事業及び香楠荘事業の運営は困難なことから、両事業を廃止せざるを得ないという村の方針と諸課題について御報告させていただき、議論を尽くし、一定の御理解をいただいたところです。

その結果を踏まえ、金剛山ロープウェイ事業及び香楠荘の事業廃止に伴う関連条例の廃止または所要の改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第3号及び議案第4号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第8、議案第5号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第5号提案理由。

議案第5号は、千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、平成30年4月1日の千早赤阪村老人医療費の助成に関する条例の廃止による老人医療助成制度に係る経過措置期間が令和3年3月31日で満了することに伴い、本条例で定める個人番号の利用に係る事務のうち、老人医療費の助成に関する事務を削除

し、事務の名称や文言の修正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第5号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第9、議案第6号千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第6号提案理由。

議案第6号は、千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部改正により項ずれが生じたため、本条例第2条第23項中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改めるものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第6号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第6号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第10、議案第7号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第7号提案理由。

議案第7号は、千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、大阪府国民健康保険運営方針の改正による激変緩和措置の特例について、これに準じた村国民健康保険条例の改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第7号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第11、議案第8号千早赤阪村介護保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第8号提案理由。

議案第8号は、千早赤阪村介護保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、介護保険法第117条の規定に基づき、3年ごとの介護保険料の改定等を行うものでございます。

今回の保険料につきましては、介護給付費及び介護予防費並びに地域支援事業費等の見込額を介護保険事業計画第8期により算出したしまして、令和3年度から令和5年度までの3か年の間、基準額保険料を現行の1人当たり年額「6万9,730円」を「5万2,680円」に改定するものでございます。

また、介護保険法施行令などの改正により、これに準じた改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第8号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第12、議案第9号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第9号提案理由。

議案第9号は、令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1億3,403万6,000円を減額いたしまして、予算総額38億2,963万3,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、まず歳入におきましては、村税等の一般財源及び国庫支出金などの特定財源の決算見込みによる増減の補正でございます。

一方、歳出につきましては、決算見込みに伴う不用額の減額並びに新庁舎建設関係費用や急病診療関係費用の増額などがございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第9号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第13、議案第10号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第10号提案理由。

議案第10号は、令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ398万3,000円を減額いたしまして、予算総額を8億9,359万円といたすものでございます。

主なものにつきましては、歳入は府支出金や繰入金などの実績見込みに伴う減額、歳出は実績見込みに伴う総務費、保険給付費、保健事業費などの不用額の減額でございます。

診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ523万9,000円を追加いたしま

して、予算総額を4,055万円といたすものでございます。

主なものにつきましては、歳入は大阪府市町村振興補助金の実績見込みに伴う増額、歳出は令和元年度分の千早赤阪村国民健康保険診療所運営事業赤字補填による増額でございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第10号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第14、議案第11号令和2年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第11号提案理由。

議案第11号は、令和2年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

本議案につきましては、歳入歳出それぞれ6,859万2,000円を減額いたしまして、予算総額を5億9,577万3,000円とするものでございます。

歳入の主な内容でございますが、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金などの特定財源の増減及び前年度繰越金の増額などでございます。

歳出につきましては、総務費、保険給付費、地域支援事業の不用額の減額並びに財源更正や基金積立金の補正などでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第11号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第15、議案第12号令和2年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第12号提案理由。

議案第12号は、令和2年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ２３万９，０００円を減額いたしまして、予算総額を１億２，９２９万４，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、保険基盤安定繰入金の確定などによる減額でございます。

歳出につきましては、広域連合納付金の確定などによる減額でございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第１２号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１６、議案第１３号令和２年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第１３号は、令和２年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ８５５万３，０００円を減額いたしまして、予算総額を２億４，１０７万５，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、流域下水道維持管理負担金３９８万８，０００円の減額など、決算見込みによる不用額の減額でございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第１３号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１７、議案第１４号令和２年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第１４号提案理由。

議案第１４号は、令和２年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

歳入歳出それぞれ２１１万２，０００円を減額いたしまして、予算総額を１，６２２万円とするものでございます。

歳入につきましては諸収入や繰入金の実績見込みに伴う減額、歳出につきましては実績見込みに伴う総務費や観光事業費の不用額の減額でございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第14号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第18、議案第15号債権の放棄についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第15号提案理由。

議案第15号は、債権の放棄についてでございます。

本議案は、千早赤阪村小売店舗等開業支援事業補助金返還金の債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田中議長 議案第15号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

ここで休憩を行います。

この時計で、議場の時計で11分間ですね。10分から始めます。休憩に入ります。

午前10時59分 休憩

午前11時08分 再開

○田中議長 再開をいたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第19、議案第16号令和3年度千早赤阪村一般会計予算から議事日程第24、議案第21号令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の6議案を一括議題といたします。

提案者の説明並びに村政運営方針を求めます。

南本村長。

○南本村長 ただいま一括上程されました議事日程第19号、議案第16号から議事日程第24号、議案第21号までは、令和3年度の一般会計及び特別会計予算でございます。提案申し上げるに当たり、村政運営方針をもって所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様の村政に対する一層の御理解と御協力をお願いいたします。

初めに、令和2年度を振り返りますと、村民の皆様には、コロナ禍において、2度にわ

たり緊急事態宣言が発令され、マスクの着用や外出の自粛など、これまでに経験したことのない日々を過ごされ、御苦勞をいただいていることと胸を痛めているところでもございます。千早赤阪村といたしましても、コロナ禍のもと、新しい生活様式に対応していく必要があると考えております。

また、新たな変異種が確認されるなど、現段階では先の見えない闘いではありますが、ワクチン接種も計画しており、村民の皆様の暮らしと健康を守ることが第一の使命と受け止め、村政運営に全力で取り組んでまいります。

令和３年度は、今後の村づくりの方針となる次期総合計画を策定し、将来を見据えた魅力ある村づくりの実現を目指してまいります。

そのためには、村民の皆様、議会、行政、全ての英知を集結し、これまで以上に連携、協働を図り、千早赤阪村全体でワンチームとなる必要があります。皆様におかれましては、「チーム千早赤阪村」の一員として、一層の御支援、御協力をお願いいたします。

それでは、令和３年度予算の概要について申し上げます。

本村におきましては、今後も人口減少による税収減、さらなる高齢化の進展などにより社会保障関係経費の増加が予想される中、新型コロナウイルス感染症対策や自然災害などへの危機管理対策など多額の費用が必要であり、村の財政は一層厳しさを増します。

村の最重点施策を着実に推進するためには、計画的かつ効率的な事業運営に努めるとともに、費用対効果を見極め、事業の見直しにより財源を生み出していくことが不可欠です。

令和３年度の一般会計予算編成におきましては、財政調整基金の取崩しを最小限に抑え、健全な財政構造を構築していく必要があることから、前例にとらわれることなく、国や大阪府の動向を的確に把握し、さらなる特定財源の確保に努めるなど、財源を自ら捻出するという意識と創意工夫により、最少の経費で最大の効果を上げるべく、徹底した行財政改革を推進します。

一方で、村民の皆様が安全・安心に暮らしていただけるよう、新型コロナウイルス感染症対策に努めながら、防災・減災対策やインフラ整備など、厳しい財政状況であると認識の下、持続可能な財政運営に向け、選択と集中による限られた財源の有効活用を基本に、村民の皆様の声を少しでも多く反映できるよう、令和３年度予算編成に臨みました。

その結果、令和３年度の当初予算における一般会計は、対前年度比１４．８％減の３０億１，７７３万６，０００円となっております。特別会計の総額予算は１８億５，５６９万円で、一般会計及び特別会計の総額は４８億７，３４２万６，０００円となりました。

それでは、令和３年度に取り組む主要な施策について、第４次総合計画における「むら

づくりの基本方向」の6つの基本柱に沿って御説明申し上げます。

まず、基本柱1「安全・安心・環境～豊かな自然と共生し、やすらぎのある暮らしを育むむらづくり～」については、防災・減災対策の推進では、新庁舎の建設について、大規模災害が発生した場合に十分な防災機能を発揮し、村民の皆様が安全に安心して利用できる庁舎として整備するため、一日も早い防災拠点施設の完成を目指します。

大阪府により村内の一級河川、千早川、水越川の洪水浸水想定区域が新たに指定された影響により範囲の見直しの検討がなされていることから、村の土砂災害ハザードマップの更新を行います。

また、土砂災害特別警戒区域内の家屋の移転、補強における補助を実施するとともに、被害の拡大を防ぐためには、地域住民の一人ひとりが自主的な防災活動を行うことが重要であり、自主防災組織の育成を通じて、被害の低減並びに地域の防災力の向上を目指します。

さらに、住宅耐震化事業では、耐震診断・設計、さらに改修費用の補助、また耐震性の低い住宅の撤去費用についての補助も引き続き実施します。

消防・救急体制では、昨今の自然災害への対応、人口減少や高齢化の進む中、将来にわたり消防力の維持強化を図る有効な手段として、消防の広域化について関係機関と検討するとともに、消防団員の活動支援に努めます。

水道事業では、大阪広域水道企業団と連携を図り、将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給できるよう努めます。

公共下水道事業では、昨年実施した汚水管渠などの点検を基に施設の更新を検討します。

また、富田林市、太子町、河南町及び本村の4市町村で事務の広域化などを引き続き行い、下水道施設の計画的かつ効率的な維持管理に努めます。

下水道処理区域外については、合併処理浄化槽の設置補助などにより浄化槽の設置を推進し、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の向上に努めます。

下水道事業の経営面では、経営状況の明確化に努めるため、令和2年度から引き続き令和4年度までの3か年で公営企業会計制度の導入を進めます。

次に、基本柱2「健康・福祉～心と体の健康をみんなで育むむらづくり～」については、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援体制を強化するため、子育て世代包括支援センター、子育て支援拠点事業、子ども家庭総合支援拠点の運営を着実にを行います。

また、村民の皆様の健康の維持増進を図り、死因で一番多いがん死亡を減らすため、胃内視鏡検査を除き、各種がん検診の無償化を継続します。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を予防するため、新型コロナウイルスワクチンの接種について、迅速かつ適切に接種できるよう、実施体制、相談体制を確保します。

国民健康保険診療所の運営については、今後の村における地域医療の在り方を検討し、診療体制の充実及び地域医療の推進に努めます。

また、高齢者福祉では、超高齢社会に対応するため、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第8期）に基づき、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、介護保険制度の確実な運営や、地域包括支援センターを中心に、介護予防事業を積極的に実施し、地域包括ケア体制のさらなる強化に取り組みます。

国民健康保険については、平成30年度から大阪府が財政運営の責任主体となり、大阪府で一つの国保として運営されています。これにより、保険料についても今後統一される予定です。保険料は、コロナ禍による被保険者への経済的な影響を考慮し、村財政調整基金を活用し、前年度並みに据え置きます。

次に、基本柱3「教育・歴史・伝統～歴史・文化、人が育むむらづくり～」については、幼児教育では、令和2年4月に開設した公私連携幼保連携型認定こども園と協定を結び、就学前の教育・保育と学校教育の連携に努めております。今後も、様々な交流を進めながら、連携の充実に努めるとともに、昨年から国基準に村独自の上乘せをした幼児教育・保育の無償化施策を継続し、保護者負担の軽減を図ります。

学校教育については、令和3年度は、新学習指導要領による教育が、中学校も含め、義務教育で本格的に始まります。国際化が進み、世情が激変する中、新しい時代に必要となる資質・能力の向上に重点を置いた教育が行われます。

村では、英語を使える「こごせっ子」を育むため、従来から外国語教育に先行して取り組んでおり、村内小・中学校での英語教育を一層推進いたします。

中学生を対象とした海外派遣事業は、コロナ禍も踏まえ、小学生高学年から中学生を対象に、全ての子どもたちが参加できる体験型事業に転換を図り、その効果検証を進めながら、英語教育の充実に取り組みます。

中学生の英語検定は、検定料の支援を継続するとともに、これまでの成績を分析し、その向上策を学校とともに検討します。

また、小・中学校においては、GIGAスクール構想における1人1台の端末設置と高速通信環境整備が完了し、ICTを活用した学習が始動します。遠隔授業や補助教材の利用による一人一人の学習状況に応じた学習支援に努めるとともに、情報モラル教育の充実に取り組みます。

不登校の児童・生徒に対しては、これまでのスクールカウンセラー、スクールソーシャ

ルワーカーの配置に加え、令和2年4月に開設した千早赤阪村教育支援センターも含め、児童・生徒が主体的に社会的自立を目指せるよう、教育機会の確保に努めます。

学校給食については、安全でおいしい給食の提供に努めるとともに、昨年度から新型コロナウイルス感染症対策の一環として行っている学校給食費の無償化を1年延長します。

また、中学校の通学バスについても負担軽減を図り、子育て世帯を応援する施策を推進します。

社会教育については、村民運動場の夜間照明をLED照明に切り替えるなど、施設の適切な維持管理を図りながら、ターゲットを絞った生涯学習講座や関係団体・地域と連携した事業など、社会教育施策の充実に努めます。

次に、基本柱4「観光・産業・地域振興～地域資源を生かし、村民の元気を育むむらづくり～」については、懸案事項である村営ロープウェイは再稼働に向けて検討を重ねておりましたが、昨年度実施しました金剛山ロープウェイPFI事業導入可能性調査の結果により独自運営は断念し、今後は民間団体への移管について模索していくこととなります。

また、観光振興については、引き続きにぎわいづくりと魅力向上を目指し、大阪府をはじめ関係機関・団体とともに取り組みます。

農業振興については、農業者の高齢化や担い手の減少に伴う遊休農地の増加など、本村の農業を取り巻く環境が非常に厳しい中、優良な農地の確保、保全や農業振興を図るため、農業振興地域整備計画を改め、その内容の実現が図れるよう、関係機関とともに推進します。

村特産物として認知されてきましたイチゴについては、さらに推進していくことに加え、イチゴ以外の作物の特産化を図ります。

有害鳥獣については、その被害を抑えるため、鳥獣被害対策実施隊による活動や被害防止柵設置の一部助成、アライグマ捕獲檻の貸出しなど、誘引物の除去、侵入防止、捕獲の対策を総合的に取り組みます。

林業振興につきましては、森林が持つ公益的機能が十分に発揮されるよう、森林施業の推進や間伐、搬出を促進するための補助制度に引き続き取り組むとともに、森林環境譲与税を活用した新たな間伐支援制度を創設し、災害防止などを図るための森林整備を一層推進します。

また、森林管理がより適切に実施できるよう、林道整備の補助制度を拡充します。

木材利用については、村内でのおおさか河内材利用促進に向け、事業者や関係機関と連携して取り組みます。

次に、基本柱5「建設・交通～村民の快適な暮らしを育むむらづくり～」については、

交通インフラである村道整備については、昨年度に引き続き、村道学校上東阪線の拡幅を実施します。

また、部分的な改良により待避所などを整備し、利便性の向上を図るとともに、老朽化した路面について計画的な舗装工事を実施することで、適切な維持管理に積極的に取り組めます。

橋梁については、長寿命化修繕計画により補修工事などを計画的に実施し、適切な橋梁の維持管理に努めます。

また、村道以外の生活道路に対する支援については、生活道路整備補助を引き続き実施し、生活環境の改善に努めます。

さらに、交通の安全確保を図るため、道路照明灯のＬＥＤ化を計画的に進め、村民の皆様や来村者が通行しやすい交通環境の整備に取り組めます。

広域道路網についても、地元の意向を反映した国道３０９号河南赤阪バイパスの第３期区間の早期事業化を引き続き大阪府に要望します。

地域公共交通については、今後ますます高齢化が深まる中、村民の皆様が快適に暮らすことができるよう、高齢者や妊産婦などの方に対し、引き続きタクシー運賃を助成し、買物や通院など村内外への移動がドア・ツー・ドアで完結できるよう支援を行います。

定住人口増加に向けた取組については、空き家情報バンクをより活用しやすく、小回りの利いたサービスを受けられるよう、民間団体との連携を図ります。

さらに、新築マイホームの取得にかかる費用や移住に要する空き家の改修補助などを引き続き実施し、村民の皆様がいつまでも住み続けたい村づくりを目指します。

次に、基本柱６「協働・行政経営～村民と行政がともに育むむらづくり～」については、地域が抱える課題を地域自ら解決する支援策として補助していた地域活動等総合補助金を、令和２年度はサンセット方式によるゼロベースから見直しを行ったことから中断していましたが、令和３年度は、これまでの実績や効果、検証、地域活動の継続性などを踏まえて、より効果的な補助メニューへの見直しや補助額を拡充するなど、既存補助制度を再構築し、地域活動の支援、強化を図ります。

人権関係では、人権三法の成立やＬＧＢＴ問題などの支援施策の広がりなど、人権を取り巻く社会情勢が大きく変化していることから、千早赤阪村人権行政基本方針と、これを具体化した千早赤阪村人権行政推進プランの見直しを行います。

さらに、情報公開を進め、パブリックコメント制度の実施など、多くの村民の皆様が行政に参画できる機会づくりに努めます。

村民の皆様への情報をリアルタイムに発信し、村外の方が本村に対して興味をより一層

持っていただけるよう、村ホームページを活用し、より見やすく、より分かりやすい広報、公聴に心がけ、情報発信の充実を図ります。

また、千早赤阪村役場内簡易郵便局の積極的な利用の周知を行うとともに、平日に来庁できない方に対し、電話予約により、住民票などの証明書を土曜、日曜に交付するなど、住民サービスの向上を図ります。

行財政運営では、自主財源の確保として、滞納整理の強化、さらに村税、国民健康保険料などのコンビニ収納やスマートフォン決済を引き続き実施し、村税などの徴収率の向上に努めるとともに、利便性の向上を図ります。

また、村民の皆様マイナンバーカードを取得していただき、新たな行政サービスを享受していただけるように、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

行政の広域化の推進では、これまでの成果の検証も行いつつ、6市町村による、より効率的な広域共同事務処理を進めます。

また、情報ネットワーク化の推進では、新型コロナウイルス感染症により行政のデジタル化の遅れが浮き彫りとなり、国では今後の新たな日常構築への原動力となるデジタル化への集中投資と環境整備の実現を目指すなど、国の動向を注視しながら、本村の行政手続のオンライン化、簡素化、また防災や福祉をはじめ様々な分野において地域のデジタル化に向けた調査研究について積極的に取り組みます。

以上が今議会に御提案しています令和3年度当初予算案と施策の概要でございます。

村政運営におきましては、私は村民の皆様「千早赤阪村に住んでよかった」と実感していただくことが何よりも重要であると考えております。そのためには、教育、子育て、福祉の充実、産業振興、防災対策に全力で取り組み、活力のある自立した村づくりを推進してまいります。

ポストコロナの時代を村はどのようにして生き抜くのか。今、まさに村の可能性が問われています。

将来にわたって村が自立していくためには、村民の皆様、議会、行政がワンチームとなり、新しい時代に立ち向かう覚悟が必要です。

現在、新しい村づくりのため、村民の皆様により分かりやすく、より御利用いただきやすい役場を目指した組織の見直しを行うなど、改革を重ねているところです。

今後も、議員各位並びに村民の皆様の声に耳を傾けながら、村政運営の透明化に努め、協働の村づくりを推進してまいりますので、皆様方の御協力とお力添えを賜りますようお願い申し上げ、私の所信の一端といたします。ありがとうございます。

○田中議長 御苦勞さまでした。

続きまして、議案第16号から議案第21号の一般会計予算及び特別会計予算につきまして概略説明がございます。

中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、令和3年度千早赤阪村一般会計予算から令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の概略説明を申し上げます。

まず、一般会計でございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,773万6,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明を申し上げます。

次に、第2条は債務負担行為をすることができる事項等について、第3条は地方債の目的や限度額などについて定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、6ページをお開きください。

第2条債務負担行為のふるさと応援寄附金事業でございますが、寄附額によって委託料が変動するため、限度額をふるさと応援寄附金事業等に伴い事業者に支払う経費として定めるものでございます。

次に、第3表の地方債は、起債の目的、限度額、償還期限などについて定めており、記載のとおりでございます。

また、予算書の説明資料としまして、112ページから121ページに給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いをいたします。

続きまして、国民健康保険特別会計予算でございます。

予算書の123ページをお開きください。

第1条でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,447万8,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,697万1,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明を申し上げます。

第2条は、一時借入金の最高額を、事業勘定は3,000万円、診療施設勘定は500

万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

また、予算書の説明資料としまして、160ページから163ページに給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付いたしております。

続きまして、介護保険特別会計予算でございます。

予算書165ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,699万3,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明を申し上げます。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

また、説明資料といたしまして、194ページから198ページに給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算でございます。

予算書の199ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,575万7,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明を申し上げます。

続きまして、下水道事業特別会計予算でございます。

予算書の211ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,300万3,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明を申し上げます。

第2条は、地方債の目的や限度額などについて定めるものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を3,000万円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、214ページをお開きください。

第2表の地方債でございますが、起債の目的、限度額、償還期限などについて定めており、記載のとおりでございます。

また、説明資料としまして、232ページから241ページに給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付いたしております。

続きまして、金剛山観光事業特別会計予算でございます。

予算書243ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,848万8,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明を申し上げます。

第2条は、一時借入金の最高額を700万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

また、説明資料といたしまして、258ページから265ページに給与費明細書及び地方債に関する調書を添付いたしております。

続きまして、歳出予算について御説明を申し上げます。

予算書附属説明資料を御覧ください。

まず、2ページをお開き願います。

令和3年度の会計別予算額比較表でございます。

一般会計の総額は30億1,773万6,000円で、前年度と比較いたしまして5億2,412万2,000円、14.8%の減となっております。新庁舎関係経費を除きますと、3,834万6,000円、1.3%の減でございます。特別会計の総額は18億5,569万円で、前年度と比較しまして1億1,930万2,000円、6%の減でございます。一般会計と特別会計を合わせた総額は48億7,342万6,000円で、前年度と比較しまして6億4,342万4,000円、11.7%の減となっております。

次に、3ページを御覧ください。

一般会計予算の款別内訳でございます。主なものを御説明させていただきます。

第2款の地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までは、地方財政計画や過去の実績を勘案し、見込んだものでございます。

19款の繰入金の減につきましては、新庁舎建設事業に充当しておりました公共施設等整備基金繰入金の減によるものでございます。

22款の村債の減につきましては、過疎対策事業債の減によるものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

目的別の歳出予算でございます。

2 款総務費の減につきましては、新庁舎建設事業費の減によるものでございます。

7 款土木費の増につきましては、村道維持工事費の増によるものでございます。

9 款教育費の増につきましては、村民運動場夜間照明機器のLED更新工事の増によるものでございます。

次に、5 ページを御覧ください。

歳入の自主財源と依存財源の内訳でございます。

歳入全体に占める自主財源の割合は28.1%となっており、そのうち村税は15.6%と低く、非常に厳しい状況が続いてございます。

右の6 ページの下段に棒グラフがございますが、平成24年度からの推移となっております。平成26年度決算までは、村税の減により自主財源が減少しておりました。平成28年度からは、ふるさと応援寄附金の増により自主財源が増加しておりましたが、平成30年度から再び減少に転じているという状況でございます。

次に、7 ページを御覧ください。

一般会計予算の性質別の内訳でございます。

義務的経費である人件費、扶助費、公債費につきましては、前年度より5.7%減少しておりますが、歳出全体の50.4%を占めております。その他の経費は前年度より0.1%減少し、44.9%、投資的経費は新庁舎建設経費の減により75.2%減の4.7%となっております。

次に、9 ページを御覧ください。

村税の状況でございます。

村民税の個人は生産年齢人口の減少等により410万円の減、法人は令和2年度決算見込みにより487万1,000円の減、固定資産税は新築家屋の増等により920万円の増として予算計上してございます。

下段の棒グラフは平成24年度からの村税の推移でございまして、年々減少しており、令和3年度は平成24年度と比較しまして約9,300万円の減少となっております。

次に、10 ページでございますが、地方交付税等の状況でございます。地方交付税、特別交付税及び地方交付税の財源不足を補う臨時財政対策債につきましては、前年と同額で予算計上したものでございます。

次に、11 ページを御覧ください。

地方債の状況でございます。本年度予算額1億7,960万円のうち、大阪広域水道企業団との水道事業の統合によります水道事業一般会計出資債が870万円、村道維持工事等に係る村道橋梁整備事業債が7,090万円、地方交付税の財源不足を補う臨時財政対

策債が１億円でございます。

下段の棒グラフは地方債残高の推移でございます。平成２６年度から過疎対策事業債の借入れにより残高が増加傾向にありましたが、過疎対策事業債以外の地方債につきましては減少しており、近年は横ばい状態となっております。

次に、１２ページを御覧ください。

基金繰入金の状況でございます。本年度は財源不足分を財政調整基金から２億５，５７５万２，０００円、ふるさと応援基金繰入金は寄附金の使い道に応じた事業に充当するため１，４１１万３，０００円、森林環境譲与税基金は１，２８９万１，０００円を繰入れるものでございます。

次に、１３ページを御覧ください。

地方消費税交付金の増収分について、その使途を明確化し、社会保障施策に供する経費に充てるものとされてございます。令和３年度の予算では地方消費税交付金を１億８００万円計上しておりまして、１億８００万円の１７分の７に相当する４，４４７万円が社会保障施策経費に充当する財源でございます。国から示されている例示を基に、記載のとおり、社会福祉関係経費、社会保険関係経費、保健衛生関係経費に充当してございます。

次に、１４ページでございますが、ふるさと応援寄附金が充てられる事業に要する経費でございます。区長会経費に２００万円、子ども医療助成事業に２００万円、教育・保育施設等事業に３００万円、教育振興事業に３００万円、ふるさと応援寄附金事業に４１１万３，０００円の計１，４１１万３，０００円を充当してございます。

次の１５ページ、１６ページは予算から見た主な指標などを記載しておりますので、後ほど御覧いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、１７ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計予算（事業勘定）でございます。

本年度予算額８億５，４４７万８，０００円で、前年度と比較しまして４，０８３万７，０００円、４．６％の減となっております。

歳入では、国民健康保険料が対前年度２，１６２万４，０００円、１５．１％の減、府支出金が４，０６２万４，０００円、６％の減、繰入金は２，１５９万４，０００円、２８．４％の増となっております。

歳出では、保険給付費が対前年度４，０６５万８，０００円、６．２％の減、保健事業費が２４７万７，０００円、２４．４％の増、予備費が３００万円、５０％の減となっております。

続きまして、１８ページでございますが、国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）

でございます。

本年度予算額2,697万1,000円で、前年度と比較しまして394万円、12.7%の減となっております。

歳入では、府支出金が対前年度800万円、400%の増、繰入金が1,196万3,000円、41.8%の減となっております。

歳出では、総務費が対前年度394万円、16.1%の減で、医療機器の整備事業の完了によるものでございます。

続きまして、19ページでございます。

介護保険特別会計予算でございます。

本年度予算額は5億8,699万3,000円で、前年度と比較しまして7,734万4,000円、11.6%の減でございます。歳入歳出とも、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき計上したものでございます。

歳入では、保険料が対前年度4,892万円、29.7%の減、国庫支出金が855万8,000円、6.2%の減、支払基金交付金が2,005万6,000円、11.7%の減、府支出金が996万5,000円、10.5%の減、繰入金は1,007万4,000円、10.5%の増となっております。

歳出では、総務費が対前年度147万5,000円、17.8%の減、保険給付費は7,697万9,000円、12.4%の減、地域支援事業費は111万円、3.2%の増となっております。

次に、20ページの後期高齢者医療特別会計予算でございます。

本年度予算額1億2,575万7,000円で、前年度と比べまして377万6,000円、2.9%の減でございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料が対前年度420万7,000円、4%の減でございます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が378万8,000円、3%の減となっております。

続きまして、21ページでございます。

下水道事業特別会計予算でございます。

本年度予算額2億4,300万3,000円、前年度と比較しまして424万3,000円、1.8%の増となっております。

歳入では、分担金及び負担金が対前年度299万円、78%の減、使用料及び手数料が203万8,000円、4.5%の増、国庫支出金が295万円、31.1%の増、繰入

金は1, 278万1, 000円、10%の増、村債は1, 053万6, 000円で、20.6%の減でございます。

歳出では、下水道費が1, 459万5, 000円、12.2%の増、公債費が1, 035万2, 000円、8.7%の減となっております。

次に、22ページの金剛山観光事業特別会計予算でございます。

本年度予算額1, 848万8, 000円、前年度と比較しまして235万2, 000円、14.6%の増でございます。

歳入では、一般会計からの繰入金が対前年度689万1, 000円、69%の増、諸収入では453万9, 000円、73.9%の減でございます。

歳出では、総務費が129万1, 000円、26.1%の減、観光事業費が230万9, 000円、33%の増、公債費が133万4, 000円、36.2%の増でございます。

以上、概略説明とさせていただきます。

○田中議長 ありがとうございました。

ここで休憩に入ります。

午後につきましては、13時00分より再開いたします。

では、休憩に入ります。

午前11時57分 休憩

午後 0時57分 再開

○田中議長 午前に引き続き再開いたします。

これより総括質疑に入りますが、令和3年度予算6議案につきましては、議会運営委員会において、それぞれ所管の常任委員会に付託する旨決定しておりますので、詳細な質疑は常任委員会をお願いいたします。

それでは、6議案に対する総括質疑に入ります。

藤浦議員。

○藤浦議員 それでは、会派平政会を代表して、村政運営方針に伴う総括質疑を行います。

松本村政と同様の第4次総合計画における村づくりの基本方向に基づく予算編成方針がありますが、向上を目指します、引き続き実施します、継続しますなど、村政運営方針を見る限り、ロープウェイ事業の廃止以外、松本村政とほぼ同じ内容であります。また、何々を見直し、新たに何々事業を実施する、何々事業は廃止する、何々事業を新たに行うといった積極的な事業は見当たりません。もっと南本村政のカラーを出すべきだと考えま

すが。また、行政経験がない強みがあるとマニフェストに掲げられ、経営感覚を役場に取り入れると掲げられておられ、期待していますが、結果的には、まだ役所感覚の村政運営方針になっていると思います。

それでは、令和3年度第4次総合計画における村づくりの基本方向の6つの基本柱について伺います。

まず1番、基本柱2で、西口参与の特命事項の一つで、村の診療所については地域医療の在り方を検討するとのことだが、参与は就任されてから何を検討されたのかを伺います。

また、参与だからこそできた実績や整備があったのかを伺います。

2番、次に、国民健康保険料は前年度並みに据え置くとあり、松本村政と同様ですが、令和6年度には激変緩和措置の終了が予定されております。激変緩和措置終了に向けて、今後保険料をどのように設定していく予定なのかを伺います。

3番、次に、基本柱3で、学校給食の無償化を1年間延長とあるが、村の負担額はコロナ対策の交付金の対象となるのかを伺います。

4番、また、中学校の通学バスについて、負担軽減を図るは長年にわたって要望していたことで、初めて南本村長が実現されました。しかし、村民の負担を軽減することはいいことだと思いますが、将来の財政負担に影響が出ないか、伺います。

また、小吹台地区で通学バスを利用されていない生徒は軽減を受けませんが、公平性は十分に担保されているのか、伺います。

5番、基本柱6で、情報ネットワーク化の推進は必要であり、IT化は参与の特命事項であり、期待していますが、半年間の取組状況と成果を伺います。

次に、令和3年度千早赤阪村予算書附属説明資料の1ページ、予算編成方針のポイントに記載されている、1つは、村長マニフェストに掲げた施策を実現するための事業費計上とあるが、どの程度計上されているのか、伺います。

2つ目として、過疎法の期限を令和2年度末に迎えることから、過疎地域自立促進計画事業をゼロベースで見直しされているのか。村政運営方針では述べられていないが、どのように見直されたのか、伺います。

また、見直しをしたことにより廃止となった事業はあるのかを伺います。

次に、交付税導入がある過疎対策事業債の借入れができなくなれば今後の事業計画も見直しが必要と思うが、財政収支見込みにどのような影響があるのかを伺います。

冒頭にも述べましたが、予算案には前村長時代から大きな変更はなく、村長が描く未来の千早赤阪村、未だに私どもには見えてきません。村長は村をどのような方向へ導きたい

と考えておられるのかを具体的に教えていただきたいと思います。

最後に、村長は度々ワンチームという言葉が議会に対して使われていますが、例えば中華人民共和国は一党支配体制であり、その意味でワンチームです。また、我が国でも戦中の大政翼賛会には全政党が解党して合流しており、これもまたワンチームだと言えます。議員にはそれぞれの考えに基づいて議論してこそ民主主義と言えると思いますが、ワンチームという言葉だけでは批判を許さぬ翼賛体制というイメージを与えかねないのではないかと危惧いたします。村長はどのような意図で議会にワンチームを求めておられるのかを伺います。よろしくお願いします。

○田中議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 それでは、総括質問について御答弁申し上げます。

村の地域医療、国保診療所の検討については、昨年参加が就任してから、村国保診療所の現指定管理者や大阪府、富田林保健所、大阪府医療対策課地域医療支援担当者と会議の場を設定し、継続的かつ安全的な医療ができる方法について協議するものとともに、村内医療機関と今後の村の地域医療の在り方について意見交換を行いました。今後の診療所の在り方については、それらの結果も踏まえ、第5次総合計画の中で検討を進めてまいります。

次に、国民健康保険料については、2度の新型コロナウイルス緊急事態宣言による経済の疲弊状況を鑑み、前年度並みに据え置くことはやむを得ないと判断いたしました。今後の保険料の設定については、段階的に引き上げる必要があると考えています。国や大阪府の動向を注視しつつ、村財政調整基金残高も考慮し、村国民健康保険運営協議会にも御意見をいただきながら設定したいと考えております。

次に、学校給食費の無償化については、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、無償化を1年間延長し、保護者負担の軽減を図ってまいります。財源については、国の令和2年度第3次補正予算で計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の繰越分の活用を考えております。

次に、中学校通学バスの負担軽減については、これまでも議会から要望をいただいております。私の公約の一つでもあります将来の財政負担や受益者負担の公平性については一定担保できていると考えています。

次に、情報ネットワークの推進に向けた取組については、国では、昨年12月、デジタル社会の実現を目指した自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定し、その重点取組事項として、自治体情報システムの標準化、共通化、マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続のオンライン化を推進しています。このような状況の中、本村

が独自にIT化を進めていくには財政的に非常に厳しいため、総務大臣に電子化に向けた財政面での支援を要望いたしました。また、自治体情報システムの標準化、共通化の一步として、住民基本台帳システムや税システムの標準化に向けた対応について、システム業者と協議、調整を進めているところです。今後も引き続き、国の動きも注視しつつ、大阪府とも連携しながら、IT化に向け、取り組んでまいります。

次に、村長マニフェストに掲げた施策の実現については、村長マニフェストは私の4年間の任期中に実現を目指すべき公約として掲げているものです。当然ながら、その実現に向けては、現状及び課題を把握し、目的と手段を十分検討した上で意思決定する必要があります。また、事業実施に必要な財源の確保も不可欠であります。最少の経費で最大の効果を上げるよう、創意工夫が求められています。令和3年度予算においては、限られた財源の中で、選択と集中を基本に、特に住民生活に身近な村道整備事業、防災対策としてハザードマップ作成事業、選挙公約の一つである安全・安心を目的とした防犯カメラ増設事業などの事業費を計上しました。今後も引き続き、公約実現に向け、創意工夫してまいりたいと考えております。

次に、過疎地域自立促進計画事業の見直しと財政収支見通しについては、令和3年度の当初予算について新過疎法の要件に該当するのかが不確定でありましたので、過疎対策事業債を見込まずに予算編成を行ったところです。現在の情報では、引き続き過疎地域として公示される見込みとのことであり、財政収支見通しに大きな影響は生じるものではないと考えております。引き続き、限られた財源を有効活用し、健全な行財政運営に努めてまいります。

次に、今後の本村の方向性については、少子・高齢化、人口減少が進む中、私の目指すべき村づくりは、10年後、20年後も自立した村にしたい、全ての村民が笑顔で健康で暮らせるようにしたい、千早赤阪村に住んでよかったと実感していただくことが何より重要であると考えます。そのような中、今後も持続可能な行政運営を確立するためには、財源の捻出のための創意工夫、最小限の経費で最大の効果を上げるべく、徹底した行財政改革を推進するとともに、将来の村づくりを進めていくための道しるべである第5次総合計画の策定において、福祉や教育をはじめとした各分野における基本方向を示し、新たな村づくりに邁進してまいります。

次に、ワンチームについては、2019年のラグビーワールドカップで日本代表のスローガンとなり、史上初のベストエイト進出を果たす活躍をしたことは記憶に新しいところです。ワンチームには全員で同じ目標に向かって一つになろうという意味が込められているようですが、私は村民の皆さんに千早赤阪村に住んでよかったと実感していただくこと

が何よりも重要であると考えております。それは議員の先生方も村民の皆さんも同じ思いではないかと思えます。将来を見据えた魅力ある村づくりを目指すためには、いろいろと議論を重ねながら、最終的には住民福祉の向上のため、同じ目標に向かって村政運営を図る必要があり、そういう意味でワンチームという言葉を使わせていただいております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 続きまして、関口議員。

○関口議員 日本共産党関口ほづみです。令和３年度当初予算提案に当たって、村長の村政運営方針について質問させていただきます。

昨年６月の村長選挙で村民が選んだ新しい南本村政に多くの村民が期待しております。７月１６日の就任以来、７か月たち、村政を前に進めるための初の本格予算となります。予算の概要では、コロナ禍の下、村の財政は厳しさを増す中、財源の捻出のための創意工夫で、最小限の経費で最大の効果を上げるべく、徹底した行財政改革を推進するとあります。

厳しい財政の中でも村民の期待に応えるためには、コロナ禍だからこそ住民の命と健康を守り、福祉や教育を充実させるという自治体本来の仕事が求められるのではないのでしょうか。村政運営に当たり、徹底した行財政改革で住民の暮らしや福祉施策を後退させることがあってはなりません。村民が選んだ南本村政を前に進め、地方自治体の本旨に沿って、住民福祉の増進を図る、自治体らしい自治体をつくるために、自治体の長としての南本村長の考えをお聞きします。

次に、村長の公約についてお伺いします。

就任１か月目の初議会において、公約である退職金の５０％カットを実現されました。素早い公約実現に敬意を表します。

さて、給与の見直しについて一部に公約違反との声もありますが、そうは思いません。今後、どのように給与の見直しについて考えておられるのか、お伺いします。

公約の中のロープウェイについて質問いたします。

関係者と議論を踏まえ、村民に財政負担を強いるロープウェイについて事業の断念を決断され、議会も承認しました。毎年、一般会計から１，０００万円から２，０００万円の繰入補填を行い、これまで約６億円の繰入れを行ってきました。この間、大阪府への財政支援や様々な方法を求めてこられましたが、維新府政の下、財政的支援は行われないこともはっきりといたしました。

こうした中、これ以上の財政負担を望まないという村民が多数を占める中、ロープウェイを残してほしいという声も一部にございます。こうした村民の気分、感情にも気遣いな

がら苦渋の決断をされ、村政を前に進められたと思います。

一方、廃止するにも経費がかかるなど、課題も残されています。金剛山にはロープウェイがなくても登山する愛好家が今も多数います。コロナ禍において、これまで以上に登山客も増えているのではないかとさえ思える状況です。村の大きな観光資源である金剛山を府民の森として維持するために、登山道の整備やちはや園地の整備も含め、大阪府にあらゆる支援を求めること、引き続きロープウェイを民間に譲渡することなども努力していただくことを求めます。

公約について、住民との対話についても伺います。

住民との対話の場を地区ごとに開きますと公約されています。コロナ禍で地区ごとの対話はこれまで実施されておりませんが、村長との懇談を希望する村民もおられる中、直接村長室に面談に来られている方も見受けられます。

コロナ禍においても、感染防止対策を徹底して、地区ごとの対話を検討すること、また日を設定して、村民が気軽に村長室に訪れ、直接対話することなど、工夫して住民との対話を実施し、村広報で概要なども発表できないでしょうか。

次に、新庁舎建設について伺います。

新庁舎建設は昨年4月に工事着工予定でしたが、前村長時代から遅れています。コロナ禍で財政や設計の見直しなどで計画はさらに遅れ、昨年12月議会で建設費の限度額の変更も行われ、2021年度、令和3年度の当初予算には計上されていません。

国の2021年度の地方財政計画では、地方債制度の延長の中に、市町村役場機能緊急保全事業債を令和2年度中までに実施計画に着手すれば活用可能になるとされています。これらを活用し、村の財政負担を軽減することもできます。村民が待ち望んでいる防災拠点施設としての新庁舎建設の予算措置はどのように計画されているのか、伺います。

また、新庁舎建設に対し、年が明けて早々から、役場は分散するのかとか、庁舎建設検討委員会はいつ開かれましたかといった問合せがありました。1月28日の検討委員会では、これまでどおり現庁舎敷地内と村の方針が示され、承認されたところです。村として別の場所に変更することなど示したことがあるのか、伺います。

次に、小吹台の弁当屋の補助金不正受給の取扱いについて伺います。

平成29年の事業開始直後より申請者から問合せがあり、7月に補助交付申請、9月20日に300万円が交付されました。弁当屋は、9月23日、地元の小学校の運動会の日に開店し、当時はテレビ放映もされ、話題になりました。しかし、この店は一、二か月ほどで休みが続き、そのまま閉店してしまいました。地域の住民からは、弁当屋はどうなっているの、訳の分からん店に補助するなら地元の業者に支援してほしい、こういった声が

出ておりました。

日本共産党は当初より、小吹台に弁当屋が必要か、住民のニーズはあるのか、補助金を交付するまでに内容を精査するべきだと指摘しました。その後、虚偽申請であることが発覚し、不正受給の分割返済も行われましたが、今議会に分割返済残高 276 万 5,000 円についての滞納処分の執行停止、村の債権放棄が提案されております。前村政の負の清算に取り組んだという点で、村政を前に進めたという評価もできます。しかし、財政厳しい中、村にとっての 276 万円は大きいですが、どういう判断で取り組まれたのか、伺います。

コロナ対応について質問いたします。

コロナ感染者数の減少で、大阪府は 2 月末で緊急事態宣言の解除を国に要請しました。ワクチン接種が始まり、ワクチン接種が万事うまくいくということにはなりません。今こそ、検査拡充をはじめとして、感染対策の取組を同時並行してこそ終息に道が開けます。感染者の早期発見と保護が必要で、医療施設、高齢者施設への社会的検査は欠かせません。

さて、2020 年の国の第 3 次地方創生交付金で、村には感染症対応 1,150 万 3,000 円、地域経済対応 8,077 万 8,000 円、合計 9,228 万 1,000 円が交付される予定です。

2 月 16 日、私たち日本共産党は南本村長に、第 3 次地方創生臨時交付金を生かしたコロナ対策に関する緊急申入れを行いました。この緊急申入れはコロナが問題になってから 3 度目の緊急申入れではありますが、今回の緊急申入れの内容は、PCR 検査の範囲を広げることやワクチン接種は村内で実施する努力、最悪、村内での実施が困難な場合でも送迎の実施、学童保育への支援の拡充、大学生への学業継続のための支援などであります。これらについて、交付金の活用で具体化していただきたいと思います。

最後に、日本共産党が毎年要望している項目について伺います。

1 つに、教育、子育て応援についてでございます。

運営方針では、学校給食費の無償化を 1 年間延長することや中学校通学バスの負担軽減が上っております。給食費の無償化、負担軽減のため、村はこれまで給食費補助を実施してまいりました。コロナ感染第 1 波のときに夏休みまで無償にし、それを今年の 3 月まで延長していただいております。新年度は新たに 1 年間延長することになっております。これは近隣市町でも村が先進を切り、子育て支援として歓迎する施策で喜ばれます。

次に、小吹台から中学校への通学バスは現在 6,500 円ですが、具体的にどれだけ軽減されるのか、伺います。

また、これと併せて、千早地区の遠距離通学補助についても軽減していただきたいと思いますが、対応をお示してください。

子ども医療費助成を18歳まで拡充することも毎年要望しておりますが、今後の計画についてお示してください。

防災・減災対策について伺います。

令和元年、実施した支障木伐採補助事業では、土砂災害による倒木を未然に防ぐ工事など6,500万円の予算に対し、10地区が実施して、4,600万円が執行されました。地球温暖化により、今後も豪雨による土砂災害の危険が予想されます。減災対策として事業の復活を求めます。

以上、村民は千早赤阪村をよくしたい、命と暮らしを守ってほしい、村民の声を聞いてほしいという願いを南本村長に託し、新しい村政を誕生させました。最初に述べましたが、南本村長の就任後初めての本格予算がこのような村民の願いに応えるものとなるよう期待して質問いたします。

○田中議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 それでは、総括質問について御答弁申し上げます。

現在の社会情勢を鑑みると、少子・高齢化や人口減少が全国的な問題となっております。村においても同様に、少子・高齢化、人口減少が進む中、私の目指すべき村づくりは、10年後、20年後も自立した村にしたい、全ての村民が笑顔で健康に暮らせるようにしたい、千早赤阪村に住んでよかったと実感していただくことが何よりも重要であると考えます。その中で、今後も持続可能な行政運営を確立するために、財源の捻出のための創意工夫、最小限の経費で最大の効果を上げるべく、徹底した行財政改革を推進してまいります。

また、現在、将来の村づくりを進めていくための道しるべである第5次総合計画の策定に鋭意取り組んでおり、福祉や教育をはじめ各分野における基本方針を示し、新たな村づくりに邁進してまいります。

次に、村長公約について、まず給与の見直しについては、村長としての業務を経験する中で、適切な給与について、他の自治体の例も参考にしながら検討しているところです。今後、できるだけ早い時期に検討結果について報告させていただきたいと考えております。

次に、金剛山ロープウェイについては、運休から約2年間、様々な可能性について模索してまいりましたが、議員並びに村民の皆さんの御理解により、前に一歩進めることができました。今後、民間企業などから民間譲渡についての申入れなどがあれば、ロープウェイ

イ施設の土地所有者の皆さんとともに、前向きに協議調整などを行ってまいります。

大阪府民の森でありますちはや園地については、大阪府が運営していることから、さらなる魅力向上を要望してまいります。

次に、住民との対話については、今後の村づくりには、その基本姿勢の一つとして、住民との協働は欠かせないものだとして認識しております。そのためには、村民の声に耳を傾けることが必要で、その仕組みづくりについては今後どのような手法がよいのかなどを具体化に進めて検討してまいります。

次に、新庁舎建設の予算措置については、令和３年度当初予算では主に庁舎建設検討委員会経費を計上しております。

なお、新庁舎本体の建設費については、変更の実施計画は終わり次第に、予算確保のため、補正予算をお願いする予定です。

次に、庁舎の建設場所については、昨年１２月の議会で関口議員から御質問に対し、建設場所は現庁舎敷地で考えていると御答弁申し上げたとおりであり、分散の考えはございません。

次に、小売店舗等開業支援事業補助金不正受給返還金の滞納処分の執行停止については、当該経営者の死亡や全ての相続人が相続放棄されていることが判明するとともに、村の債権のほかにも多額の債権があるなど、村としてはこれ以上返還金を求めることは困難であると判断いたしました。

債権の放棄については、村民の皆さんにおわびを申し上げるとともに、二度とこのような事態が起こらないよう、職員一丸となって職務に精励してまいります。

次に、コロナ対応について、ＰＣＲ検査の範囲を広げることにについては、大阪府ではクラスター発生防止と感染拡大の最小化、福祉サービスの安定な提供を確保するため、社会福祉施設の入所者や職員に対し、スマートフォンやパソコンで検査申込みができるスマホ検査センターや、症状がない場合でもＰＣＲ検査ができる制度が構築されています。

村としては、新型コロナウイルスワクチンの接種を迅速かつ一人でも多くの人に受けてもらえるスキームの構築に傾注すべきであると考えており、村が独自にＰＣＲ検査対象者を拡大することは現在のところ考えておりません。

次に、ワクチン接種については、医療従事者の確保が必要であること、温度管理や配送が難しいワクチンであること、重篤な副反応が出たときの体制整備が必要なことなどから、村では高齢者のワクチン接種につきましては、富田林医師会管内の４市町村共同で、富田林市市内の施設で集団接種を行い、安全、効率的、効果的に接種を進める予定です。村内実施については、今後ワクチンの承認、供給状況や接種の進捗状況により、医師会と

調整を図りながら検討していく予定です。

次に、学童保育への支援の拡充については、コロナ禍においても、千早赤阪村学童保育連絡会と連携を図りながら、その支援に努めているところでございます。

また、大学生への学業継続のための支援については、現段階において実施する予定はございません。

次に、教育、子育て応援については、中学校の通学バスの負担金については一月当たり4,000円に軽減し、千早地区の中学校遠距離通学補助金についても同水準まで負担軽減を図ってまいります。

また、子ども医療費助成の拡充については、現在義務教育修了までの子どもを対象に、入通院とも所得制限を行わず実施しております。引き続き、国の制度として創設するよう、町村長会を通じ、大阪府や国に働きかけてまいります。

次に、防災・減災対策については、村道支障木伐採事業補助金は、基本的に樹木所有者が管理責任を負うものではありませんが、平成29年、30年の台風などにより民有地の樹木が村道へ倒木し、被害が多数発生したため、防災・減災の観点から、令和元年度に限り、村道沿いの樹木に対して伐採等費用の一部を地区に補助したものです。今後も、必要に応じて対策を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 これにて6議案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第16号から議案第21号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、それぞれ所管の総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

どうも皆さん長時間御苦勞さまでございました。

午後1時36分 散会

令和３年第１回千早赤阪村議会定例会会議録（第２号）

１． 招集年月日

令和３年３月１５日

２． 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

３． 出席議員

１番 田 中 博 治

５番 千 福 清 英

２番 関 口 ほづみ

６番 藤 浦 稔

３番 井 上 浩 一

７番 山 形 研 介

４番 田 村 陽

４． 欠席議員

な し

５． 地方自治法第１２１条により、本会議に説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 斎

住 民 課 長 池 西 昌 夫

教 育 長 栗 山 和 之

健康福祉課長 尾 谷 浩

参 与 西 口 栄 一

健康福祉課  
健康担当課長 西 口 美 和

理 事 後 藤 崇 幸

観光・産業振興課長 菊 井 佳 宏

総 務 課 長 日 谷 順 彦

施設整備課長 下休場 健 司

会計管理者兼  
税務・債権担当課長 北 浦 信 行

危機管理室長 菊 井 秀 行

人事財政課長 中 野 光 二

教 育 課 長 森 田 洋 文

地域戦略室長 赤 阪 秀 樹

６． 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

主 査 石 橋 成 元

７． 議事日程

日程第 １ 議案第 ３号 千早赤阪村営香楠荘設置及び管理に関する条例廃止について（委員長報告）

日程第 ２ 議案第 ４号 千早赤阪村金剛山ロープウェイ条例廃止について（委員長報告）

日程第 ３ 議案第 ５号 千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について

て（委員長報告）

- 日程第 4 議案第 7 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 8 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 9 号 令和 2 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 2 号）（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 1 0 号 令和 2 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 1 1 号 令和 2 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 1 2 号 令和 2 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（委員長報告）
- 日程第 1 0 議案第 1 3 号 令和 2 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（委員長報告）
- 日程第 1 1 議案第 1 4 号 令和 2 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 2 号）（委員長報告）
- 日程第 1 2 議案第 1 5 号 債権の放棄について（委員長報告）
- 日程第 1 3 議案第 1 6 号 令和 3 年度千早赤阪村一般会計予算（委員長報告）
- 日程第 1 4 議案第 1 7 号 令和 3 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 1 5 議案第 1 8 号 令和 3 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 1 6 議案第 1 9 号 令和 3 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 1 7 議案第 2 0 号 令和 3 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 1 8 議案第 2 1 号 令和 3 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 1 9 議案第 2 2 号 千早赤阪村議会会議規則の改正について
- 日程第 2 0 議案第 2 3 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 4 号 令和 2 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 3 号）

- 日程第 2 2 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 2 3 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 2 4 金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 2 5 一般質問

午前１０時００分 開議

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、令和３年度第１回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日報道関係者ほか写真撮影の御依頼がございました。許可しておりますので、御了承をお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 日程第１、議案第３号から日程第１２、議案第１５号までの１２議案につきましては、２月２５日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託をしております。

次に、議案第３号から議案第１５号の１２議案について、委員長報告をいただきます。総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、１議案ごとに討論、採決を行います。

次に、議案第１６号から議案第２１号の６議案について、委員長報告をいただきます。総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、１議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、日程第１、議案第３号千早赤阪村営香楠荘設置及び管理に関する条例廃止についてから、日程第１２、議案第１５号債権の放棄についての１２議案を一括議題といたします。

まず、議案第５号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について、議案第７号千早赤阪村国民健康保険条例の改正について、議案第８号千早赤阪村介護保険条例の改正について、議案第９号令和２年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１２号）の総務民生所管分、議案第１０号令和２年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）、議案第１１号令和２年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第２号）、議案第１２号令和２年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の７議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

井上委員長。

○井上総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る２月２５日の本会議において付託を受けました議案７件の審査を行うため、３月１日午前１０時から、南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員７名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第５号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第５号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第５号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第７号千早赤阪村国民健康保険条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第７号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第７号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第８号千早赤阪村介護保険条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第８号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第８号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第９号令和２年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１２号）総務民生所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第９号の総務民生所管分についての質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第９号の総務民生所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１０号令和２年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第10号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第10号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和2年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第11号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第11号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和2年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第12号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第12号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録を御覧いただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 御苦労さまでした。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第3号千早赤阪村営香楠荘設置及び管理に関する条例廃止について、議案第4号千早赤阪村金剛山ロープウェイ条例廃止について、議案第9号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）の文教建設所管分、議案第13号令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第14号令和2年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第2号）、議案第15号債権の放棄についての6議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

千福委員長。

○千福文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る2月25日の本会議において付託を受けました議案6件の審査を行うため、3月1

日午後１時から、南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員７名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第３号千早赤阪村営香楠荘設置及び管理に関する条例廃止について及び議案第４号千早赤阪村金剛山ロープウェイ条例廃止についての２議案の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第３号及び議案第４号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第３号及び議案第４号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第９号令和２年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１２号）文教建設所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第９号の文教建設所管分の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第９号の文教建設所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１３号令和２年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第３号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第１３号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第１３号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１４号令和２年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第２号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第１４号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第１４号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１５号債権の放棄についての審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第１５号の質疑を終結した後、採決いたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第１５号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録を御覧いただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第3号千早赤阪村営香楠荘設置及び管理に関する条例廃止についてに対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号千早赤阪村金剛山ロープウェイ条例廃止についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第4号を採決いたします。

本案については、地方自治法第244条の2第2項及び重要な公の施設に関する条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決であります。

ただいまの出席議員は7名であります。その3分の2は5名であります。

なお、この特別多数議決には私、議長も表決権を行使いたしますので、御了承願います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立お願いいたします。

(賛成 7 名 反対 0 名)

○田中議長 お座りください。

ただいまの起立者数は全議員 7 名であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 5 号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第 5 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 7 号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方、ありますか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第 7 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 8 号千早赤阪村介護保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 8 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 9 号令和 2 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 2 号）に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 9 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 1 0 号令和 2 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 1 0 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 11 号令和 2 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 11 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 12 号令和 2 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 12 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 13 号令和 2 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号令和2年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号債権の放棄についてに対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 続きまして、日程第13、議案第16号令和3年度千早赤阪村一般会計予算から日程第18、議案第21号令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の6議

案を一括議題といたします。

まず、議案第１６号令和３年度千早赤阪村一般会計予算の総務民生所管分、議案第１７号令和３年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算、議案第１８号令和３年度千早赤阪村介護保険特別会計予算、議案第１９号令和３年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算の４議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

井上委員長。

○井上総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る２月２５日の本会議において付託を受けました令和３年度予算４議案の審査を行うため、３月２日午前１０時から、南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員７名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第１６号令和３年度千早赤阪村一般会計予算の審査の結果を報告いたします。

総務民生常任委員会所管の議会費及び総務課、人事財政課、住民課、健康福祉課の歳入歳出について、それぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第１６号の総務民生所管分についての質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第１６号の総務民生所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１７号令和３年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算の審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第１７号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第１７号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１８号令和３年度千早赤阪村介護保険特別会計予算の審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第１８号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第１８号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１９号令和３年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算の審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしまし

た。このような経過を経て、議案第１９号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第１９号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録を御覧いただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第１６号令和３年度千早赤阪村一般会計予算の文教建設所管分、議案第２０号令和３年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算、議案第２１号令和３年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の３議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

千福委員長。

○千福文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る２月２５日の本会議において付託を受けました令和３年度予算３議案の審査を行うため、３月４日午前１０時から、南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員７名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第１６号令和３年度千早赤阪村一般会計予算の審査の結果を報告いたします。

文教建設常任委員会所管の教育委員会教育課、観光産業振興課、施設整備課の歳入歳出について、それぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第１６号の文教建設所管分についての質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第１６号の文教建設所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２０号令和３年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算の審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第２０号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第２０号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２１号令和３年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の審査の結果を

報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第21号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第21号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録を御覧いただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 御苦労さまでした。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第16号令和3年度千早赤阪村一般会計予算に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

関口議員。

○関口議員 第16号議案令和3年度千早赤阪村一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

昨年6月の村長選挙で村民が選んだ新しい村長の初の本格予算に対して、多くの村民が期待しております。コロナ禍の下、厳しい財政の中でも村民の期待に応えるためには、コロナ禍だからこそ住民の命と健康を守り、福祉や教育を充実させるという自治体本来の仕事が求められております。

21年度当初予算では、村民要求を反映した施策の一定の前進があります。私たちが要求しておりましたイノシシ被害対策の充実に向けた予算の大幅増額、2020年度中止されていた地域活動等総合補助金520万円が復活されました。危険な樹木の伐採などで、地域の安全対策や地域の活性化に期待でき、評価いたします。

コロナ対応に向けた予算については、いよいよ始まるワクチン接種に向けてプロジェクトチームの設置など、準備が進められております。日本共産党は、村内接種を求め、村内の環境が整わない場合は接種会場への送迎を求めてきました。そのための予算措置も行われました。今こそワクチン頼みだけではなく、PCR検査の拡充のために努力する必要も

あります。村診療所には、発熱、せき外来の設置なども行われました。コロナ対応では、そのほか学校給食費の無償化を1年間延長し、保護者負担の軽減が行われ、評価いたします。

ロープウェイについては、大阪府への財政支援を求めてきましたが、維新府政の下で財政支援は行われないこともはっきりいたしました。これまで約6億円を繰り入れ、これ以上の財政負担を望まないという村民が多数を占める中、村営による事業の断念を決断されました。

小吹台弁当屋の補助金不正受給の取扱いについても、前村政の負の清算に取り組んだことなども評価できます。

介護保険料は、令和3年度からの第8期計画では、基準額月額5,811円から4,390円に引き下げられ、大阪府下で一番低い保険料となります。コロナ禍での住民の命と健康を守ること、暮らし、教育を守るための村政運営に期待をいたします。

予算委員会で、私は小吹台から中学校への通学バスの負担軽減について重ねて質問しました。現行6,500円から4,000円に引き下げられることや、千早地区からの遠距離通学についても負担軽減が行われ、歓迎するものです。

村民が待ち望んでいる防災拠点としての新庁舎建設についても、国の市町村役場機能緊急保全事業債などの活用で、村の財政負担の軽減に努力されることを重ねて要望します。

予算は、一方で問題点もあります。高齢化の中で、住民の移動手段を求める声や子ども医療費助成を18歳まで拡充してほしいという要望も強くありますが、こうした予算は含まれておりません。年度途中でも実施することを求めます。

村民は、千早赤阪村をよくしたい、命と暮らしを守ってほしい、村民の声を聞いてほしいという、こういう願いを南本村長に託し、新しい村政を誕生させました。日本共産党は、予算の前向きな面を評価するとともに、村長の今後に生かされる答弁を踏まえて、予算案に賛成するものです。村民の願いに応えられる村政運営を期待して、賛成討論いたします。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１７号令和３年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１８号令和３年度千早赤阪村介護保険特別会計予算に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１９号令和３年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算に対する討論に入ります。

討論される方、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第19、議案第22号千早赤阪村議会会議規則の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 議案第22号千早赤阪村議会会議規則の改正について、会議規則第13条の規定により提案するものでございます。

令和3年3月15日提出。千早赤阪村議会議長田中博治殿。提出者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。賛成者、千早赤阪村議会議員関口ほづみ、同じく井上浩一、田村陽、千福清英、山形研介です。

今回の改正につきましては、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、村議会会議規則についても改正を行うものでございます。本議案は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての所用時に配慮するために、育児、介護など、議会への欠席理由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものでございます。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続につきまして請願者に一律に求めている押印の手続を見直し、署名または記名押印に改めるものでございます。

また、このたびの改正に併せて、標準町村議会会議規則を準用し、第3条に宿所または連絡所の届出、第128条に全員協議会の条項を加えるとともに、適用条文の条ずれを改正するものでございます。

この規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案の理由並びに説明といたします。御議決いただきますようお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第22号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 議なしと認めます。よって、議案第22号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第２２号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第２２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第２０、議案第２３号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第２３号提案の理由。

議案第２３号は、千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、新型コロナウイルス感染症が同法律に位置づけられたことにより、本条例の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定について、文言の改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第２３号につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第２３号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第２３号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第２３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第２１、議案第２４号令和２年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１３号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第２４号提案理由。

議案第２４号は、令和２年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１３号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ６６０万円を増額いたしまして、予算総額３８億３，６２３万３，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、まず歳入におきましては、地方創生臨時交付金及び社会資本整備総合交付金の補正でございます。

一方、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策医療事業者応援給付金事業及び土砂災害ハザードマップ作成事業に係る経費の増額などでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、議案第２４号令和２年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１３号）につきまして御説明を申し上げます。

１０ページをお開きください。

歳出でございますが、健康増進法関連保険事業経費につきましては、新型コロナウイルス

スの感染リスクの下、診療に携わる村内の医療施設に対し、新型コロナウイルス対応の負担軽減を図るための応援給付金を追加するものでございます。

災害対策費につきましては、令和3年度予算で予定をしておりました土砂災害ハザードマップ作成業務につきまして、急遽令和2年度の予算で国の補助金が見込めることとなりましたので、補正するものでございます。

なお、4ページで繰越明許費の追加をさせていただいてございます。

次に、8ページをお開きください。

歳入でございます。

国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策医療従事者応援給付金に充当いたします地方創生臨時交付金と土砂災害ハザードマップ作成業務に充当します社会資本整備総合交付金でございます。繰入金は、財政調整基金繰入金でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 新型コロナウイルス感染症対策医療事業者応援給付金についてお伺いいたします。

こちらなんですけれども、この給付金というのは一体どういった形で給付されるものなんでしょうか。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 今現在、診療検査医療機関として、新型コロナウイルス感染症の検査、診療を実施するとして、大阪府から指定を受けている診療所を対象とさせていただきます。補助金という形で、申請を受けたところに交付させていただくことになります。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 村内の対象医療機関はどこになるのでしょうか。そして、その場合の想定される給付対象者の人数、これをお伺いしたいと思います。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 該当する村内の医療機関は、村の国民健康保険診療所とやすらぎ会植田診療所さんを想定させていただいています。共に昨年10月30日の早期より、かかりつけの患者さんを対象に診療検査医療機関として新型コロナウイルス感染症の検査や診療のほうを行っていただいております。

人数ということなんですが、1医療提供施設に対して1件100万円ということで予定させていただいています。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 こちらは、交付される額というのが、ちょっと調べさせていただいたところ、対象者につき1件1万円というふうな形で支給されるものだというふうに理解したんですけども、これはそういった形ではないのでしょうか。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 他の自治体のほうでも、医療機関への新型コロナウイルス感染症対策ということで、地方創生交付金を活用した支援のほうを行っていますが、他の市町村でも一律幾らという金額でされているところもありまして、それを参考にこちらのほうで考えさせていただきました。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 ということは、これは給付を受けた医療機関がその100万円をどういった仕方で利用するかというのは、その医療機関の裁量に任されるということなんでしょうか。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 はい、そのとおりです。

以上です。

○田村議員 分かりました。了解しました。

○田中議長 いいですか。

○田村議員 以上です、はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第24号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第24号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第２４号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第２４号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第２２、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の井上委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第２３、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の藤浦委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第２４、金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の閉会

中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩を行います。

この時計で11時10分から再開をいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第25、一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号6番、藤浦です。議長通告に基づき、2問質問させていただきます。

まず、1番目に、通学路の交通安全対策について、げんきこども園に接している府道富田林五条線のカーブ及び水分地区のスピード制限など、大阪府や関係機関と連携した対策を講じる計画はあるのか伺います。

げんきこども園に接している府道富田林五条線は、緩やかなカーブとなっており、スピードも出しやすく、また登園時間帯は一般の交通量も多く、保護者の車の乗り入れが危険な状態であります。以前のこごせ幼稚園のときの道路状況とは変わらないが、げんきこども園になり、園児数が増加したことにより一層危険な状況にあります。げんきこども園は、開園後、早速自前で看板を設置され、またシルバー人材センターに委託し、交通整理員を配置するなど、交通安全対策を講じられています。こうした中で、東大阪市では保育施設の周辺道路で安全を促すキッズゾーンを新設され、市、府、大阪府警で完成式典をされたことが令和2年9月15日付新聞に掲載されていまして。公私連携の認定こども園であり、赤阪小学校や中学校の通学路でもあることから、村として大阪府と連携した対策を講じる計画があるのか伺います。

次に、村の防犯対策、防犯カメラ設置についてであります。

防犯カメラを整備するときの予算が計上されていますが、効果的な防犯対策になるよ

う、防犯カメラの設置基準が必要と思うが、設置場所についてはどのような基準で計画をしているのか。また、6か所を設置したことで効果があったのかどうか伺います。よろしくお願いします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 通学路の交通対策について御答弁申し上げます。

国道、府道の通学路について村と教育委員会などで連携し、安全対策を大阪府へ要望しておりますが、議員御質問のげんきこども園付近の安全対策は、令和2年6月から教育委員会とともに所轄警察署及び大阪府と協議を重ね、大阪府からは路面標示等の安全対策を実施するよう検討を行うと回答をいただいております。また、消防分署から上の中学校の通学路についても、同様に路面標示等の安全対策について現在協議を行っております。

水分地区のスピード制限については、速度を40キロから30キロに落とすことについて、警察署の担当部署からは、道路管理者ができる可能な限りの安全対策を実施した後であれば、速度について要望を受けるとのことでありましたので、今後も引き続き大阪府と連携して進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 府道などで大阪府に要望をされていかれるかとは思いますが、府としては都市部に比べ交通量が少ないことから、優先順位は低いと思われます。また、大阪府の期待のほどは分かりませんが、府道であっても村を通っており、村民の多くが利用する村にとっては幹線道路であります。府に要望をするだけでなく、府道ではあるが、減速、キッズゾーンなどの法定外表示を村で直接できないのか、大阪府、大阪府公安委員会等関係機関と積極的に協議すべきと考えます。そのためにも、大阪府と連絡を取るためにも、ここは一番、参与の力を借りるなどして、ぜひとも実現していただきたい。村長の考えをお伺いします。

○田中議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 先ほど議員提案のキッズゾーンの設定などの対策について、村関係係及び関係機関との連絡をいたしまして、可能性について調査研究をこれからしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたしますと思います。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 ありがとうございます。

平成29年9月議会の一般質問で、私は急カーブが存在する府道柏原駒ケ谷千早赤阪線に交通安全対策について質問をさせていただき、担当課から現道の府道柏原駒ケ谷千早赤阪線についても、歩道もなく大型車両の通行が多いため、大変危険な状況にあります。この点においても第2期区間供用開始後の交通量の増加を踏まえ、必要な交通安全対策を講じていただくよう、引き続き国や大阪府に要望してまいりますとの答弁をいただいております。

私からの要望として、特に水分地区の杉本商店、そしてこの小松製粉工業付近のカーブは急カーブであり、309号第2期までが完成したことにより交通量が増え、危険極まりない状況であり、重大な交通事故が起きてからでは取り返しがつきません。そこで、グリーンベルトゾーンの確保や、歩行者が安心して通行できるポールの設置、スピード制限など、少しでも効果が発揮できるよう、施策を地元自治体として国道、府道であるが村を通っている道路には間違いありません。したがって、国、府の関係機関に働きかけ、早急な対応を講じていただきたいと要望をしました。しかしながら、3年経過しても何ら状況が変わっておりません。これは、私にとっては初めての一般質問で、その後も全員協議会で質問させていただいております。その後の進捗状況をお聞きます。

○田中議長 答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 今回の質問なんですけれども、平成29年から府道柏原駒ケ谷千早赤阪線の安全対策がどのようなになっているかということなんですけれども、平成30年度に速度抑制を目的とした路面標示としまして、先ほどありました杉本商店さんの前など、複数箇所につきまして設置のほうをさせていただいております。

次に、令和2年度なんですけれども、川野辺の交差点の信号があるんですけれども、その付近につきまして側溝、溝ですね、に蓋をかけまして、その信号を待機される歩行者の安全を図っていただいたということになっております。

今後につきまして、引き続き国道309号の河南赤阪バイパスの第3期区間の事業化とともに、現道の安全対策についても国、府へ要望してまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

藤原議員。

○藤浦議員 ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、ここは一番参与の力を借りるなど、ありとあらゆる方策を駆使していただいて、げんきこども園のキッズゾーンの設置や水分地区のスピード制

限など、早急に富田林土木事務所や大阪府庁に出向き、早期実現を図ってもらいたい。もちろん、地元区長や我々議員も協力は惜しみませんので、よろしくお願いしておきます。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、菊井危機管理室長。

○菊井危機管理室長 村の防犯対策、防犯カメラ整備について御答弁申し上げます。

村の防犯カメラは、平成２８年、２９年に６か所設置しました。その防犯カメラの効果については、カメラを設置する前の認知されている犯罪件数の３か年で見ますと、年平均２８件ありました。また、設置後の３か年の年平均件数は１９件となり、年平均当たりで９件、率では３２％減少しております。カメラの設置場所の選定については、犯罪の抑止力に効果がある場所を富田林警察署の御協力を得て、犯罪の発生場所や駐在所の方々の視点でカメラの設置箇所の意見を参考にして決めております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 今のお聞きして、犯罪件数が減少しておるということですが、設置した防犯カメラの利用はどのようになっているのか。また、当初予算に計上している防犯カメラの設置も含めて、具体的な今後の計画はどのような考えなのかお伺いします。

○田中議長 答弁者、菊井危機管理室長。

○菊井危機管理室長 再質問について御答弁申し上げます。

１点目の防犯カメラの利用につきましては、警察署からの依頼を受け、画像の提供者件数は、令和元年度は３件、令和２年度は４件提供しています。

２点目の、来年度の防犯カメラについては３か所設置する予定で、設置する場所の所有者や防犯カメラに映る範囲の住民などの承諾をもって設置となります。設置場所の予定候補地は、川野辺配水所の前の川野辺交差点、広域農道の中津原から東阪までの区間に２か所となっております。今後の防犯カメラの設置については、駐在所の方々からの設置候補箇所の意見もいただいております。再来年度につきましても設置に向け検討してまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 村道や交差点などにも設置も大切だと思うんですけども、防犯カメラの映像は犯罪を検挙するための証拠にもなります。しかし、私はその前に、犯罪の抑止力が大切な観点から、中学校、千早小吹台小学校、赤阪小学校、げんきこども園の通学路などにも

設置してほしいと思うが、考えをお伺いします。

○田中議長 答弁者、菊井危機管理室長。

○菊井危機管理室長 再質問について御答弁申し上げます。

小・中学校の通学路などに設置する考えについては、防犯カメラの設置は犯罪の抑止力に効果があると認識しております。今後の防犯カメラの設置については、小・中学校の意見も参考にさせていただき、警察署と協議の上、検討してまいります。また、引き続き防犯パトロールを実施し、防犯対策を講じていきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

村内の防犯対策を強化し、さらなる防犯カメラの設置と防犯パトロールにも強化を行い、犯罪のない日本一の村にして、犯罪抑止力の向上をお願いして、要望とします。

以上です。

○田中議長 第2番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号4番、田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、クビアカツヤカミキリ対策を、タブレット廃止についてに関して御質問させていただきます。

まず最初に、クビアカツヤカミキリ対策をについてお伺いいたします。

クビアカツヤカミキリは、桜、桃、梅など、バラ科の樹木を枯らす原因となる昆虫であり、特定外来生物にも指定されております。大阪府内では、南河内地域を中心に被害が確認されており、村内でも被害が確認されていると聞いております。クビアカツヤカミキリの繁殖力は非常に強く、一匹のメスが数百個の卵を産むと言われております。また、成虫は1年間に平均2キロ、最大で3キロ移動するとされており、手をこまねいては村内の被害は拡大するばかりです。昨年来、クビアカツヤカミキリの被害対策を訴えてまいりましたが、令和3年度予算に向けまして、クビアカツヤカミキリ被害対策事業委託料が計上されており、村としても被害対策に本腰を入れていただけるものと考えております。

そこで、村としてどのようにクビアカツヤカミキリに対策していくのか、以下4点についてお伺いいたします。

まず、1、村内において被害が確認されている地区、2、村所有地の被害状況、3、村としてどのような対策を考えておられるのか、4、民間所有地の被害に対して村はどのように考えているのか、以上、御回答よろしくお願い申し上げます。

続きまして、タブレット廃止についてお聞きいたします。

昨年１２月の一般質問で参与の職務について質問した際、タブレット等を各家庭に配布できるシステムを必ずつくっていきたいとの旨の答弁がございました。タブレットの配布は、村長選での公約でもありましたが、このタブレット配布については村民の皆さんからも様々な疑問の声をいただいているところであります。

以下、疑問点を取りまとめましたので、村長のお考えをぜひお聞かせください。

１、現実には多くの村民が既にパソコンやスマートフォンを所有しております。全世界帯にタブレット等を配布せずとも、既に村民が所有している情報機器で利用できたほうがよいのではないのでしょうか。

２、タブレット等を配布しても、インターネット環境が各家庭に整備されていなければ意味がありません。インターネット環境整備の費用や通信料も村が負担するのでしょうか。

３、タブレット等の故障や利用時のトラブルがあっても、役場では対応できず、外部委託によるサポートが避けられないところです。また、庁内システムとの連携には新たなシステム更新費用が発生いたします。サポートの外部委託やシステム更新費用は相当な高額となることが予想されますが、必要な金額をどの程度と想定しておられるのでしょうか。

４、国は２０２５年度までの納付システムの統一を目指しております。今新たなシステムを導入しても、統一時に使えなくなってしまうは無駄遣いとなってしまいます。ＩＴ化を推進するにしても、統一を待って行うほうがよいのではないのでしょうか。

以上、４点について御答弁をよろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項１番目の答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、クビアカツヤカミキリの対策につきまして御答弁申し上げます。

クビアカツヤカミキリの被害状況につきましては、赤阪地区から１件の報告を受けているような状況でございます。そして、村所有地の被害状況ですが、令和２年度に奉建塔などの桜、梅３９０本を調査し、１９本の被害樹を確認しております。本村としましては、各施設所管課が随時対応している状況で、旧自然休養村管理センターや村道の被害樹９本と、そして周辺樹木の１０本につきましては、既に伐採処分を行っている状況でございます。また、令和３年度の当初予算の観光費に計上していますクビアカツヤカミキリ被害対策事業委託料は、観光・産業振興課が所管しております奉建塔の桜の被害樹９本などの被害対策を講じるものでございます。

次に、民間所有地の被害に対してでございますが、農薬の樹木への散布や樹幹への注

入、ネット被覆で自主的に防除していただきますよう、令和3年3月号の広報紙のほうで周知啓発を行っている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

奉建塔以外にも、学校園等にも桜は多く植えられておりますけれども、そのほかの村所有地への対応の予定というのはあるのでしょうか。

次に、クビアカツヤカミキリは環境省が特定外来生物として指定されており、法令により取扱いに制限がかかってまいります。住民が発見した場合、どのように対処すればよいのか。また、被害樹木を伐採した場合どのように処理するべきなのか、お伺いいたします。

○田中議長 菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それ以外の桜の被害樹なんですが、まず小吹台のちびっ子広場のほうでは、桜の木の被害樹は現在1本でありまして、防除の方法につきましては今後自治会の皆様方と協議してまいりたいと考えております。

次に、千早小吹台小学校の桜の木の被害樹は2本で、現在学校関係者と協議し、被害樹木や周辺樹木の被害対策方法、また伐採した場合は、その後の景観をどのようにするのかも含めて、総合的に検討しているような状況でございます。

次に、村民の皆様がクビアカツヤカミキリの幼虫や成虫を発見した場合は、その場で駆除していただき、樹木にフラスを発見した場合は、フラスが排出している穴に薬剤を注入し、ネットで被害樹木を巻いていただくなどの対処をしていただく必要があります。そしてまた、被害樹木を伐採された場合につきましては、被害樹木を焼却場に運搬し焼却することは可能でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

今被害樹木を焼却場に運搬し焼却することは可能というふうに御答弁いただきましたけれども、特定外来生物というのを生きたまま運搬というのは、原則として禁止されているというふうに思うんです。焼却場等への運搬に何かそういった問題点はないのでしょうか。

また、これ以上のクビアカツヤカミキリの拡散を防ぐには、村有地だけの対応では、これは十分とは言えないというふうに思うんです。民間所有地の被害に対しても、村として支援していくべきではないのでしょうか。

○田中議長 答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 先生がお示しのとおり、クビアカツヤカミキリにつきましては平成30年1月に環境省から特定外来生物に指定されましたので、生きたまま運搬することは原則禁止されていますが、その場で殺処分が困難であり、運搬ができないと迅速な防除の妨げとなることから、要件を満たせば運搬は可能となっております。環境省のクビアカツヤカミキリの運搬及び保管に係る運用通知では、焼却や粉碎等が目的であること、目視で確認できる個体については、運搬する前に確実に殺処分を行っていること。そして、運搬中に飛散しないように分散防止措置を十分取っていること。特定外来生物の防除目的である旨を周知するなどの要件を満たす場合には、運搬することが可能であるとされております。

次に、民間所有地での被害に対しての村からの補助金などにつきましては、特定外来生物への駆除等に対する補助等を行っておりませんので、クビアカツヤカミキリについても同様の対応と考えております。

以上、答弁といたします。よろしくお願いします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁どうもありがとうございます。

補助等を行っていないというふうな御答弁をいただきましたけれども、村有地における被害樹木に対応するだけでは、このクビアカツヤカミキリの拡散というのはなかなか防除できないというのは、一種火を見るより明らかかなというふうに思います。今後のクビアカツヤカミキリの被害を少しでも減らしていくためにも、有害鳥獣の対策補助がありますように、このクビアカツヤカミキリに対しても一定の補助を検討していただくようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 タブレットの配布について御答弁申し上げます。

現在、国ではデジタル社会の実現を目指した自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定し、自治体情報システムの標準化、共通化、行政手続のオンライン化など、デジタル化社会構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていこうとしていま

す。本村においても、これら国の動きに合わせ、自ら担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を高めるとともに、事務の効率化を図り、行政サービスの向上につなげていきたいと考えております。

今後、国のデジタル化社会構築への動きなども踏まえ、村の現状及び課題を把握し、どのような目的でどのような資産が最も効果的なのか、また費用対効果や財源の確保などについて総合的に調査研究してまいりたいと考えております。

議員の御指摘のとおり、既存の通信機器を利活用することが可能ならば、そういった方法も一つであると考えており、必ずしもタブレットの配布にこだわらず、様々な手法を模索していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 村長、どうも御答弁ありがとうございます。

今後調査研究を進めていくというふうに御答弁いただきましたけれども、このＩＴ化の推進というのは、村長の公約として選挙時にうたわれた点であると記憶しております。村長として、タブレット配布、これによってどのようなこの本村にＩＴ化というものを推進していかれるのか。その必要性というのはどんなふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○田中議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 ＩＴ化の推進について御答弁申し上げます。

私がＩＴ化の推進を公約に掲げた一つとして、平成２９年、３０年の大雨により村内では土砂災害が多数発生し、私の地元の中津原地区においても大規模な土砂災害が発生しました。その際、防災行政無線をはじめ情報伝達されたことと思いますが、うまく情報が伝わっていなかったことなど、多くの住民の皆さんからそういうふうなお話をお聞きしました。私自身も感じておりました。今後も自然災害が予測される中、いかに防災情報を住民の皆さんに伝達していくか、早めの避難を促すためにも、現在の防災行政無線においては聞こえないなどの、うまく伝達できていない状況にあることなどから、例えばタブレットを全戸配布し、少しでもスムーズに情報を伝達することができないかとの思いがきっかけの一つで、公約に掲げました。

ただ、さらに防災情報だけでは費用対効果が期待できないため、広報紙をはじめとした行政情報、オンラインでの行政手続など、住民の利便性の向上と事務の効率化にもつながるような情報化の仕組みづくりができないかと、イメージを膨らませているところでござ

います。今後、状況把握と課題整理、事業目的の手段検討、費用対効果と財源確保などについて総合的に調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

最近、結構大規模な自然災害というものが続きましたし、その意味で、確かに防災無線が聞こえにくい、届きにくいという声は他地域からもいただいているところであります。

ただ、先ほど広報紙をはじめとした情報ですとか行政手続など、事務の利便性の向上にも使えるのではないかというふうに御答弁いただいたと思うんですけども、例えば、家電とか、冷蔵庫とかでも皆さん経験がおありかと思うんですけども、多機能化していくとちょっと複雑になっていって、複雑になっていくと、今度どんどんやっぱり使いにくくなってくるわけで。そうなってくると、複雑化したばかりに住民の皆さんが逆に使いにくいものになっていくということは十分あり得るんです。その意味では、タブレットを配布する、新たなものを配布するというのも、今皆さんが実際に使っておられるスマートフォンとかパソコンですとか、そういった既存の情報機器というものを活用していくほうがいいのではないか。特に、タブレット配布となりますと、相当の金額が必要になってまいります。やはり、スマホを持っているのに、さらにタブレットをもらってもというところがあると思うんです。なので、そういった財政的な負担も考慮して、既存の情報機器というのを活用していくほうがいいのではないか。その点についての村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○田中議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 既存の資源の活用について御答弁申し上げます。

IT化の推進については、私の公約に掲げていますが、まず事業の目的を明確に整理し、その目的を達成するためにも、最も効果的な手段を検討していきたいと考えております。そのために、タブレット配布も一つですし、議員御指摘のとおり、既存の通信機器を利活用するのも、可能ならばそういった方法も一つであると考えております。私は、IT化の推進の事業目的として、住民の利便性の向上と安全・安心に暮らせるための環境整備と認識しておりますので、その目的を達成するための手段については、先ほど答弁いたしましたように、タブレット配布にこだわらず、様々な手段を模索していきたいと考えております。そのため、同じ目的に向かって、議員の皆様方との御意見もいただきながら、行政サービスの向上や事務を効率的に努めていきたいと考えておりますので、御理解と御支

援をよろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

タブレット配布にこだわらず、様々な手段を模索していくというふうにお答えいただきました。非常にこの村の財政負担というものを考えますと、タブレット配布というのはあまりに過大な負担が村の財政にかかってくるのではないかなということが懸念でございました。その意味では、何が何でもタブレットを配布していくんだというふうなお考えがないということが分かりましたので、その点は安心いたしました。タブレット配布となりますと、やはり本体費用ですとか、独自システムの構築、サポートの外部委託、通信費などなど、巨額の経費が必要となってきますので、本村の脆弱な財政状態を考えると、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

最後の復命事項として、IT化の推進というものが掲げられておりました。今村長御答弁いただいたとおり、そういったIT化の推進というのは、あくまで手段であって、これは目的ではないと思います。IT化した結果、事務は余計に煩雑になって、かえって効率が低下すると、そういうような状態になってしまっただけでは本末転倒だというふうに考えます。IT化の推進自体を金科玉条とするのではなくて、あくまでそれはもう課題解決のための一つの手段にすぎないというふうにお考えいただくようお願いいたします。

以上です。

○田中議長 ここで休憩を行います。

この時計で13時から再開をいたします。13時、午後1時から再開いたします。

御苦労さまでした。

午前11時46分 休憩

午後 0時58分 再開

○田中議長 午前中に引き続き再開いたします。

第3番目の質問者、千福議員。

○千福議員 議席番号5番、自民党・無所属の会、千福清英です。一般質問をさせていただきます。

令和3年の村政運営方針を受けて、村長は運営方針において将来を見据えた魅力ある村づくりの実現を目指すと言っておられます。それを実現するには、村民と行政との連携、協働が必要であると訴えておられます。村では、従前より連携や協働の言葉は使われてき

ており、現在の状況はどうでしょうか。現時点のコロナ禍の下、厳しい方針となるが、方向性の一端を伺いたいと思います。あわせて、地域のデジタル化に向けての調査等、進捗状況をお伺いいたします。

もう一問であります、学童保育についてであります。

学童保育は、現在小学校の空き教室を活用し、保護者のグループによって運営実施していると聞いております。村としては、従前から補助金を出していただき、指導や助言等をしていただいていると思いますが、現状はどのように把握しているのかお伺いをいたします。また、その現状を踏まえて今後どのようなアドバイス等をしていくのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○田中議長 質問事項1問目の答弁者、南本村長。

○南本村長 村政運営方針を受けてについて御答弁申し上げます。

全国的に現在の行政運営は、住民ニーズの多様化や厳しい財政状況を背景に、多様な公共サービスの提供が困難となっている一方で、財政的体力に見合わないサービスを行っていると批判を浴びる状況になると、多く聞かれております。また、新たな住民ニーズに対応した課題の解決に加えて、かつては地域で解決されていた課題の解決までも行政が担うようになってきています。これらを踏まえ、私が実現を目指す将来を見据えた魅力ある村づくりについては、持続可能な行政運営が重要であり、その現実に向けて村民自身によって地域自治を行うという村民自治の拡充を基本とした村民と行政の連携、協働がより重要であると考えます。また、現在作成中の第5次総合計画においても、重要なキーワードの一つとして連携、協働を掲げ、これまで以上に取組を進めていきたいと思っております。

次に、地域デジタル化調査の進捗状況については、現在、国では自治体情報システムの標準化、共通化、行政手続のオンライン化など、デジタル化社会構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていこうとしています。本村においても、これら国の動きに合わせ、自治体情報システムの標準化、共通化の一步として、住民基本台帳システムや電子システムの標準化に向けた対応について、システム業者と協議、調整を進めているところでございます。

今後、国のデジタル化社会構築への動きなども踏まえ、村の現状及び課題を把握し、どのような目的でどのような手段が最も効果的なのか、また費用対効果や財源の確保など、タブレット配布にこだわらず、本村に最も似合った地域のデジタル化について総合的に調査研究をしてまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございます。

要望という形でお願いしたいと思います。

私自身、従前よりいろんな形で村のほうに関わりを持ってきました。今の立場とは別な形でおきましても、関わりを持ってきた時期がありました。その中で感じるところでありますが、やはり住民との一つの距離感ですね。その辺の部分をちょっと、いま一步の感じがいたします。今ちょっと村長のほうから御答弁いただきましたような形で、前向きに協働の村づくりを進めていただくということは、本当に喜ばしいことだと思います。住民との距離を縮めるためにも、やはり対話等を村としても、いろいろ工夫していただき、村民との協働による村づくりへ一層前に進めていただけたらと思います。

もう一つのデジタル化におきましては、国のほうにおいての施策がちょっとよそよりも早くなりそうな部分もちょっと耳にしたりします。そのような中で、地域のデジタル化の構築について、村内はやはり超高齢化に向かって進んできている中で、いろんな形の部分で問題点を探り、よりきめの細かい対応をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。要望をお願いします。

○田中議長 はい、要望ですね。

○千福議員 はい。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、森田教育課長。

○森田教育課長 学童保育について御答弁申し上げます。

本村の学童保育につきましては、千早小吹台小学校の敷地内に設置し、保護者で組織する千早赤阪村学童保育連絡会において運営していただいております。御質問の現状については、日頃から千早赤阪村学童保育連絡会と課題などを共有し、村としての支援に努めております。運営経費につきましては、令和元年度から補助金を倍増するなど、その支援の充実に努めているところです。また、その運営の手法につきましては、昨年度に赤阪小学校内への学童保育の開設を検討した際に、事業者の運営によるメリット、デメリットなどを保護者にお示ししたところでございます。本年度においては、コロナ禍における利用者の減少や、運営に携わる役員の負担が大きいことが課題であることを把握しております。今後とも、学童保育につきましては、千早赤阪村学童保育連絡会と連携を図りながら、課題解決に向けての支援やアドバイスに努めてまいりたいと考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 こちらのほうも要望でお願いしたいと思います。

○田中議長 はい。

○千福議員 御答弁ありがとうございます。

保護者主体で運営されております学童保育は、生徒数の減少や、そしてコロナ対策をしながらの運営については、大変厳しさが予想できます。そのようなことを踏まえる中、担当課としまして運営方法や、また連絡会がお借りしている教室の室内、その辺の安全対策も含めて、定期的に足を運んでいただきながら情報交換の場を設けていただいて、より一層の支援やアドバイス等をしていただくように要望したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○田中議長 要望でいいですね。

○千福議員 はい。

○田中議長 了解しました。

第4番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号3番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づき、2点質問させていただきます。

1点目が、通学路の危険防止対策。

通称、楠公道路と呼ばれる府道があり、自転車で通学する学生の通学路となっていますが、路側帯も狭く、またそれすらないような状況があり、非常に危険だと思います。草刈り等も不定期にされているようですが、不十分だと感じます。現在の管理状況と今後について伺いたいと思います。

2点目が、災害に強い森づくりと森林環境譲与税の活用ということで、今は世界有数の森林国で、国土の3分の2は森林です。森林の持つ様々な力はCO<sub>2</sub>削減による地球温暖化防止や、雨水を貯留し洪水を防止したり、水質の浄化など、広く恵みを与えるものです。適切な森林整備を進めることは、安心・安全な暮らしを守り、地球環境を守ることに直結いたします。このため、SDGsの目標にも掲げられております。しかしながら、林業は木材需要の低迷や、少子・高齢化で担い手不足に陥り、適切な維持管理ができなくなり、森林が荒れ、災害を誘発したり、CO<sub>2</sub>の吸収率の低下を引き起こしています。このような現状を改善するため、林業の成長産業化や森林資源の有効活用が求められています。

そのような中、国産材の安定供給や担い手育成など、市町村が実施する森林整備等に必要財源に充てるため、森林環境税の創設を政権与党として推進し、長年の努力の結果、令和元年度に森林環境譲与税の譲与が始まりました。村においては、令和2年9月議会の

補正予算で、新規事業として保育間伐促進事業補助金として575万円を計上され、条件不利森林の間伐も始まったところではありますが、進捗状況と本村のこれまでの取組状況はどのようなものでしょうか、伺います。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 通学路の危険防止対策について御答弁申し上げます。

府道東阪三日市線は、中学校の通学路となっておりますが、沿道には多数の樹木が生息し、カーブも多く見通しが悪いことから、毎年大阪府へ除草や樹木伐採などを要望しているところでもあります。大阪府からは、日常的に道路パトロール等を実施して、交通安全上危険な箇所があれば対応をいただいている状況であります。

また、昨年度は夜間の安全対策として道路照明灯を設置していただきました。今後も引き続き、教育委員会と連携して、大阪府へ安全対策について要望してまいります。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 いろいろと対応はしていただいているようですが、一時的に少しきれいになったなと感じることはあるのですが、やはり常に雑然として、特に路側帯がほとんどないという状況もあり、道路脇の土砂や落ち葉が狭い道路にはみ出してきて余計に狭くなっておったり、ゆえに自転車等で走ると危険で邪魔になると思います。そこで、樹木伐採や除草の要望について、村から大阪府へどのように要望されているのか。例えば、草刈りを何かに1回とか、具体的に要望をされているのか。また、答えとしてどうなのか伺いたいと思います。また、通学路の安全対策として看板等の啓発や安全指導等は実施されているのか、伺いたいと思います。

○田中議長 答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 再質問について御答弁申し上げます。

大阪府への要望なんですけれども、毎年内容としましては、村は都市部と違い、樹木、雑草の繁茂が通行の障害要因となることから、単発ではなく計画的に樹木の伐採や除草を行っていただきたいという要望をしております。それを受けまして、大阪府からの回答なんですけれども、府が管理する道路の除草については、最も効果的な時期に年1回除草を実施しております。また、樹木の伐採については、日常の道路パトロール等により通行支障となる樹木を確認し、対応しているというような回答をいただいております。

次に、通学路の安全対策のほうなんですけれども、村立中学校では、定期的に通学路において登下校指導を実施しておられたりとか、常日頃から危険箇所の情報を生徒と共有して

いると伺っております。今後も、こういう状況ではありますけども、引き続き村及び学校などの関係機関と連携して、大阪府へ要望してまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 すいません、要望にかえさせていただきます。

○田中議長 はい、了解しました。

○井上議員 やはり、何のために行うのかを常に考えて事業を行うことが一番大事だと感じます。事故や災害が起こってからでは遅いと思います。常日頃から、非常に施設整備の課の方には無理難題を押しつけて大変申し訳ないと思いますが、出来得る限りの努力をお願いし、また私たちも各方面に働きかけ、改善できるよう努力したいと思います。

以上です。

○田中議長 要望でいいですね。

○井上議員 はい。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、後藤理事。

○後藤理事 災害に強いまちづくりと森林環境譲与税の活用について御答弁申し上げます。

令和２年度補正予算で作業道等の路網がなく搬出が困難な森林、集約化ができず森林経営計画が策定できない森林、過去１５年以上施業履歴がない森林など、条件不利森林での間伐事業を新たに始めました。本事業では、２５ヘクタールの間伐を予定していましたが、一部境界の明確化が困難な箇所があったため、現在約２１ヘクタールの間伐を実施できるよう、事業を進めているところです。これまで未整備のまま放置されてきた森林については、現況や森林所有者、境界の明確化が大きな課題ですが、森林の状況を最も把握しているのは、地域の林業事業体です。幸い、南河内地域には大阪府に登録された意欲と能力のある林業経営体が３社ありますので、令和３年度以降もそれら事業体を主体に境界の明確化を図りつつ、森林整備を進めることが重要であると考えています。

これまで２年間の取組ですが、昨年度から子育て出産祝い事業として、大阪河内材の積み木の贈呈、林業用施設等整備事業として、林道管理者が行う林道の周辺に対する原材料費の補助を継続して実施しています。あわせて、林野庁でまとめている全国事例集や森林林業白書などにより、この取組のＰＲに努めています。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 御答弁ありがとうございました。

再質問として、村の面積の８０％は森林で、そのうち９０％が杉、ヒノキの人工林です。森林は、適切な管理が行われないと荒れてしまい、土砂災害が発生したり、二酸化炭素の吸収率も低下します。災害等を未然に防ぐには、適切な整備と管理を継続して行い、森林の持つ機能を十分に発揮させる必要があります。国の森林環境譲与税を活用した森林整備は令和２年度より始まりましたが、より取組を推進するために、令和３年度以降どのように進めていくか。また、村道周辺や重要インフラ周辺の森林整備については、防災・減災の観点からも重要と考えますが、その点についてはいかがでしょうか。お願いいたします。

○田中議長 答弁者、後藤理事。

○後藤理事 森林整備について、条件不利森林間伐事業とともに、既存の森林環境保全整備事業により、搬出が困難な森林、搬出が可能で木材利用可能な森林の整備を一体的、継続的に進める必要があります。林業用施設等整備事業については、これまで原材料費のみを補助対象としていましたが、より効率的に事業を実施できるよう、修繕に必要な重機のリース料や配送料なども対象とすることとしています。

また、間伐材搬出利用促進事業についても、これまで地域森林計画の対象となっている森林、いわゆる５条森林のみを対象としていましたが、周辺の現況森林も対象とし、一体的に整備を進めることとしています。

どちらも国の森林環境譲与税を充当することとしています。

間伐等の森林整備や林道の周辺などは、一度やれば終わりというものではないので、どの事業についても森林環境譲与税を有効に活用しながら、継続的に実施することが重要であると考えています。また、村道等の周辺森林についても、それぞれの事業、要件はあるんですが、森林関係事業の対象になる場合もあると考えています。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

過去の台風災害でも、村内で倒木や林道の崩壊等が発生いたしました。林道についても、激甚災害等で被災した場合、主要幹線道への緊急道路として活用できるなど、常日頃の整備、維持管理は重要だと考えます。また、国の森林環境税のほかに、平成２８年度から大阪府の森林環境税でも災害対策として治山ダムの整備等を進められていますが、この

2点について、これまでの実績、今後の計画はどうなっているのでしょうか。お願いいたします。

○田中議長 答弁者、後藤理事。

○後藤理事 林道の修繕については、令和元年度に1か所、令和2年度には2か所実施しております。林道の管理者である森林組合では、林道ごとに修繕が必要な箇所、優先順位など、修繕計画を作成していますので、これに基づき、令和3年度以降についても継続的に修繕を実施していく計画です。

また、大阪府の森林環境税は平成28年度から令和元年度までの4年間で第1期、令和2年度から5年度までを第2期として治山ダムの整備、本数調整伐等の森林整備を実施しています。あわせて、治山事業でも治山ダムの整備等を実施しています。本来では、令和元年度までの4年間で、両事業により水分地区、千早地区などで治山ダム18基、本数調整伐18か所等の事業を実施されています。

また、令和5年度までの4年間では、東阪地区などで治山ダムを7基、本数調整伐を6か所等の事業が計画されています。

以上、答弁といたします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

要望として、森林環境譲与税は府内でも人工林が少ない市や町、つまり人口の多い都市部に多く配分されております。配分方法の見直しも課題であると思いますが、現状としては、村内での森林整備と併せて譲与額の大きい府内都市部で、大阪河内材を様々な形で使ってもらうことが近隣の整備にもつながることから、重要であると考えます。村では、2月に河内長野市と連携協定を締結したところであり、府内一の林業市として、村長には大阪府、近隣組合等の林業事業体と連携して、大阪河内材の利用拡大のため積極的なトップセールスをお願いいたします。

また、災害に強い森林づくりを進めるためには、森林環境譲与税を活用した森林整備とともに、大阪府の森林環境税、治山事業との一体的な取組が不可欠であります。引き続き、関連事業を村で積極的に行い、実行していただきたいと思います。また、見えない部分であると思われるので、村内の方が御存じない方が多いと思いますので、アピールもお願いしたいと思います。

それと、令和2年度から森林環境譲与税を活用し、災害に強い森づくりに取り組まれているとのことですが、林野庁から2年間の人事交流で来られている後藤理事が4月1日に

林野庁に復職されるとお聞きしました。そこで、後藤理事にお願いがあります。

本村には、森林に精通した職員がいませんので、林野庁に戻られましても、出来得る限りの支援、協力を惜しまずお願いしたいと思います。また、千早赤阪村を生涯忘れずに、国や府に対し村を支援していただけるように強く働きかけていただきたいと思います。非常に勝手なお願いではありますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○田中議長 第5番目の質問者、関口議員。

○関口議員 日本共産党関口ほづみです。通告に基づき2点について質問いたします。

私は、地域公共交通の充実に向けて、繰り返し質問してきました。2013年9月から昨年3月まで8回にわたって繰り返し質問してきたところでございますが、改めて質問をさせていただきます次第です。

この間、地域公共交通の取組としては、2014年に地域公共交通協議会を設置し、アンケートやワークショップを行い、2度の実証運行も行われました。2018年9月から高齢者や障害のある人たちを対象にタクシー助成が実施され、昨年4月からはバス運賃にも利用できるようになりました。金剛バスと協議して、路線バスの延伸やくすのきホールまでの路線の新設なども実施されました。高齢化社会の中で、全国では住民の移動手段を確保するため、地域公共交通の整理拡充がその地域住民に合わせた形で進められております。近隣の太子町、河南町、河内長野や富田林でも、住民誰もが利用できる地域公共交通が運行されております。村内公共施設や買物施設への移動手段として、住民誰もが利用できる交通手段が必要です。2016年、平成28年に行った実証運行、8月1日から11月30日までの4か月間、定時定路線方式は1,634人が利用し、大変好評でした。一方、デマンド方式、これの利用者は540人とどまりました。タクシーやバス運賃補助も助かっているという声もありますが、実証運行の成果を踏まえて、誰もが気軽に利用できる交通システムの運行、有償でもいいから村内を巡回してほしいという声もありますので、ぜひとも御検討いただきますよう求めます。

次に、子ども医療費助成を18歳まで拡充することを求めて質問いたします。

日本共産党は、この間一貫して子ども医療費助成の拡充を求めてまいりました。まずは、就学前までの拡充を求め、府下でもいち早く実現いたしました。そして、小学校卒業まで実現し、中学校卒業までにと順々に拡充してきたところです。当初は、府下でも先進を切っておりましたが、今では後れを取っているというのが実情です。2019年1月1日現在では、高校卒業まで実施していた自治体は43市町村中8市町にとどまっておりますが、2021年令和3年度4月実施予定を含めて22市町に増えました。近隣では、

太子町、河南町、大阪狭山、羽曳野、藤井寺など実施しております。これまで再三質問してまいりましたが、高校卒業までの子ども医療費助成の拡充予算が150万円から200万円もあれば可能という答弁でありました。村でも、子育て応援として、まずは高校卒業まで拡充していただくよう求めます。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 住民の移動手段確保のために、について御答弁申し上げます。

本村では、人口減少や高齢化を見据えた村民誰もが利用できる持続可能な公共交通体系を構築することを目的に、公共交通事業者や運輸局、大阪府をはじめとする関係者の皆様と一緒に取組を進めております。これまで平成27年度から実証実験を行い、現在実施している地域公共交通利用料助成事業では、実験的に村内の主要公共交通機関の一つでありますバスへの利用も可能といたしました。今回の事業は、対象者は後期高齢者、障害者、妊婦、運転免許返納者に限定しており、村内での公共交通機関利用の路線維持確保については、まだまだ見通しは不透明な状態となっております。

御質問の、村内公共施設や買物施設への移動については、引き続き現行制度を御利用していただきたいと考えております。また、今後の公共交通施策については、既存の公共交通の維持とともに、公共交通不便地対策の検討を民間公共交通事業者が参加する地域公共交通協議会に諮りながら、誰もが利用できる地域交通を目指していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 今御答弁をいただきましたけれども、公共施設、買物施設では現行制度を利用していただきたいということでございましたが、交通手段のない人にとっては、それを利用するすべがありません。現在は、バス、タクシーの補助については限定的でありますので、誰もが利用できる公共施設というのはございませんので、ぜひそのところを検討していただきたい。今の御答弁の中で、誰もが利用できるものについても引き続き検討するという答弁でありましたが、その点についてぜひ検討をしていただいと思っています。太子町は、昨年6月から有償で太子町コミュニティバスと金剛バスによる町内循環バスが運行されております。また、河南町におきましても2017年より、カナちゃんバスとやまなみタクシーが運行して、これも有償で道の駅やかなんぴあ、図書館など、大人も子どもも自由に利用できるものとして、乗車数も増加傾向にあるということでありまし

た。富田林でも、レインボーバス、大人が100円で小学生が50円、河内長野もモックルコミュニティバスで、170円から200円で、美加の台から大阪南医療センターまでの間を循環して、それで町民、村民が非常に有効に活用しているということでございます。村でも、先ほども言いましたけれども、公共施設と買物施設をつなぐルート、2016年実証実験したような、村にあったワゴンカーを、ある程度有償でもいいから運行してほしい、こういう声が多数ございます。対象者を限定している今のバス、タクシー補助に加えて、私が今申し上げましたような交通システムの検討を、事業者も含めて再度御検討いただきたいと思いますと思いますが、その点について御答弁いただきたいと思います。

○田中議長 答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 先生御質問のバスということでございますが、平成28年度に役場所有のキャラバン等で定時定路線プラスデマンド型というふうな形で実施しておったのに近いのかなというふうに考えますが、この事業をしてましてアンケート調査のほうを利用者等に取りらせていただきました。そのアンケートの中では、村外に移動したい、直接移動したいというふうな意見が多ございました。これらのアンケートの意見を踏まえて、現在のタクシーへの助成、バスへの助成というふうな形に変わってきたというような経過もございます。

いずれにしても、今先生からいただいた御意見も地域公共交通協議会のほうへまたいろいろと御審議いただきたいと思いますというふうには考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 村に見合った交通手段の確保ということで、いろいろと検討をしていただきたいと思います。

それで、2019年に住民の意識調査を村のほうがしていただいているんですけども、目的地への移動としまして、自動車で行っているとかという答弁もありましたけれども、自動車で行かれています方は、当時で自分で行ってるという人は50.8%でした。今もう2019年度から2年たちますので、自分で行ける人も大分減ってきていると思うんです。現在村がやっていたバス、タクシーの運賃補助については、繰り返しますが、対象者が限定されております。私たちも、もう数年先には運転免許を返上しないとい駄目な時期が来るかと思いますが、それでも75歳には満たない人が、役場に行くにはどうしたらいいか、その辺を今後ぜひ検討していただきたいと思います。地域公共交通協議会の活動は、活動といいますか協議会は現在も開かれているのか。そして、こういう今の村の現状を伝えていただいて、過去にやっていた社協にお世話になってたような、そういうこと

も採用できないのか、こういったことも協議の中身でしていただきたいと思いますが、その点はどんなふうな、今後の計画というか、お尋ねしたいと思います。

○田中議長 答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 地域公共交通協議会でございますけれども、例年1回ないし2回、年度当初と年度末1月、2月あたりで開催ということでございますが、今年度はコロナ禍によりまして開催できてないというのが実情でございます。ですので、この年度末もぎりぎりなんでございますが、書面による協議会のほうを開催を予定いたしております。

協議会におきましては、今後の方向性なんですけれども、今協議会のほうで今後対応が必要というふうな話を言われている部分は、いわゆる福祉タクシーに現在のタクシー利用とか、地域公共交通の利用料助成ですね、こちらのほうを拡大できないかというようなことも協議しております。また、今後公共交通の、いわゆる空白地と言われる部分、路線バスが通ってない、路線バスに乗るまでにもかなり距離がある地域、こちらあたりの対応が必要だと。また、路線バスの維持、今後減便等につながらないように維持していくというふうなことを、このあたりが今後の協議会の中での課題として認識しております。

○田中議長 要望をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 地域公共交通協議会もコロナ禍であまり開かれてないけれども、一応また開かれるということですので、ここでぜひ、バス、タクシーだけではなくて誰もが利用できるものが欲しいんやという、これは私たち共産党も独自にアンケート調査を行いました、その中で、住民の皆さんの強い要望の中に、気軽に利用できる過去にあったあいうのがぜひできないのか。有償でもええからやってほしいという声が多くありましたので、今回そういうことでやらせてもらいました。ぜひ、そうしたことも合わせて社協の協力、あるいはまた、どういうシステムがいいのか、交通バス会社などの協力も太子町や河南町のような方法がいいのかどうかもあります、ぜひ検討していただきますようお願いをいたしましてこの質問は終わらせていただきます。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 子ども医療費助成を18歳まで拡充をについて御答弁を申し上げます。

村の子ども医療費助成制度につきましては、入通院とも所得制限を行わず、義務教育終了までの子どもを対象に実施をしております。さらに、村独自の子育て応援施策として、認定こども園などの保育料を保護者の所得に関係なく無償とする幼児教育・保育の無償化をはじめ、副食費補助の事業に予防接種費助成事業、妊婦健康診査費用助成事業など、若い世代がいつまでも村に住み続けて、安心して子育てや教育ができる環境づくりに取り組

んでおります。

議員御質問の子ども医療費助成制度の拡充については、さきの総務民生常任委員会で御答弁いたしましたとおり、府下市町村の状況や村の財政状況を考慮し検討していかなければならないと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 今の御答弁で、医療費助成に限らず、認定こども園の子どもたちの副食費なども実施していただいているということは承知しております。その上で、今の御答弁では18歳までの医療費助成については、これまでは実施しないという、実施の予定はないという答弁でありましたが、今近隣の動向を見て検討するという、少し前向きの答弁をいただいたかなと、今判断するわけですが、具体的に実施するというものではありません。今議会では、2020年度の子ども医療費助成村単独分が200万円減額補正されました。これは、コロナ禍による受診控えの影響もあるかもしれません。ただ、高校になると病院に行く回数も少なくなつて、予算も200万円前後あれば実施ができるということは、これまでの質疑の中でも明かです。やる気にさえなれば、すぐに実現できると私は信じております。富田林市でも、今年の10月から実施する予定だと聞いております。2021年度途中でも、補正予算を組み直して実施していただきたいと再度お伺いする次第です。

○田中議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 対象年齢を引き上げている市町村が増加傾向にあることは承知しております。先般、田中議長からも同様の御質問をいただいており、近隣市町村の動向を注視し、今後考えていかなければならない旨答弁させていただいたところです。引き続き、近隣市町村の動向や村の財政状況を勘案し、検討してまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 18歳までの医療費助成については、2019年度と1月1日現在では、43市町村中8市町にとどまっておりますが、今年4月実施も含めて22の市町、それから10月実施の富田林を含めると23市町、43市町村のうち半数以上が18歳までとなっております。この3月議会ですらに進展したところもあるかも分かりません。そういう中で、ぜひ2021年度の途中でも実施していただきたいと重ねてお願いをする次第です。これは、要望にしておきますけれども、村の自然環境と少人数の学校で教育環境もよ

い中、さらに子育て支援を充実させて、現役世代の編入、人口増につなげていただくためにも、ぜひとも2021年度中にも実施していただきますように強く要望して、私の全ての質問を終わらせていただきます。

最後になりましたけれども、よろしいですか、議長。

○田中議長 はい、どうぞ。

○関口議員 40年間お世話になりまして、今回は2項目の質問でということでやりましたけれども、いろいろと私自身が議員になりまして、子どもを出産して、保育園に預け、学童に行って、私たちの子どもたちには学校給食はあかんけれども、次につなげていきたいという思いでずっと言い続けてきました。このことが今につながっているということ、私自身本当に行政の皆さんにも協力いただいた結果だと思います。長年本当に御協力いただきましたことに感謝を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田中議長 第6番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形です。議長通告により、2点についてお尋ねします。

質問を始める前にちょっとお聞きください。

先日3月11日には東日本震災から10年目を迎え、午後2時46分から1分間の黙祷を全国の人々に呼びかけられました。本村にとっては、震災から10年間は災害に見舞われたことがありましたが、一人の犠牲者を出さずに無事過ごされてきました。本村は、森林に住まれた地域の多い中で、金剛山山溪に守られており、自然の恵みをいただいていると思っております。これからも安心して暮らせる村であることを願い、質問に入ります。

まず、1点目は金剛山ロープウェイ、香楠荘事業の廃止による今後の課題についてであります。

昭和41年4月17日に開業し、約840万人が利用されたと聞いております。金剛山ロープウェイは、全国唯一の村営ロープウェイとして村のシンボルであったと思います。また、昭和45年には大阪府が香楠荘を開業し、平成22年4月1日から千早赤阪村が運営することになりました。そして、村営宿泊施設香楠荘としてリフレッシュオープンしてからは、約14万人が宿泊されたなど、多くの皆さんが利用されたとと思います。今振り返ってみますと、ロープウェイが開通したことにより、気楽に標高1,000メートルの自然を満喫できるようになったこと、特に雪が積もった休日には、山上付近で雪遊びをする家族連れや樹氷、霧氷を見に来られる観光客など、ロープウェイも乗車待ちの時間が発生することも以前にありました。しかしながら、近年はレジャーの多様化や地球温暖化による影響で、積雪量も少なくなるなど、乗客数、運賃収入も右肩下がり傾向となり、その

ような状況の中、ロープウェイ開業以来56年目を迎え、現在赤字経営の中での試行錯誤をしながら、本日の議会において懸案事項であった本事業に終止符を打たれ、廃止となりました。村長としても苦渋の決断をされたと思いますが、そこでお伺いするんですが、ちょっとその前に、この質問に至った理由をちょっと聞いてください。

令和元年9月27日、議会から金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会設置について提出をし、その年、10月4日に第1回特別委員会が開催された後、令和3年1月20日の第7回特別委員会において、金剛山ロープウェイ事業等のあり方について議論した結果、今日に至りました。この間、委員長を務めておる中で、各議員からの意見を聞き、また行政側からの提案を聞きながら進めてまいりました。そこで、村長の今の心境と今後の課題についてどのような見解をお持ちかお伺いします。

2点目は、小吹台地区の活性化についてであります。

小吹台地区は、昭和49年に造成され、はや47年を迎えました。小吹台地区には、いろいろな問題が山積する中、私は次のような一般質問を通じて提案をしてまいりました。村長、聞いてください。

平成25年9月議会において、小吹台地区リニューアルに向けて。平成25年12月、住居表示の導入を。平成26年3月、いきいきサロンやまゆりの今後のあり方について。平成26年6月、いきいきサロンやまゆりの耐震化を急げ。平成26年9月議会、小吹台地区防犯灯のLED化の推進を、ということについては、この事業は翌年に完成されております。最後に、平成30年3月議会において、小吹台地区の老朽化施設の集約化といきいきサロンやまゆりの建て替え等の質問を5年間かけて、各担当課、前村長に問いかけてまいりました。いまだよき返答はないところであります。

そこで、村長にお伺いします。

今後の小吹台地区をどのように活性化していくことができるか。この2点について村長の答弁を求めます。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 金剛山ロープウェイは、長きにわたり村のシンボルとして、村の活性化に一翼を担ってきました。開業当時の私は小学校5年生で、初めてロープウェイに乗ったときの感動は今も忘れられない思い出の一つでもあります。まさに、我が国の高度成長期であり、ピーク時の昭和48年度には24万人が乗車されましたが、年間500万円の赤字となるなど、開業当所から脆弱な村の財政を圧迫することになりました。これまで赤字体質の改善のための様々な取組を行ってきましたが、一般会計からの補填なしには運営はできませんでした。もちろん、苦渋の決断ではありますが、開業以来赤字体質でありながら、

事業撤退の判断ができなかった金剛山ロープウェイ事業や香楠荘事業の村営を断念しなければならないと判断することは、ある意味運命的なものを感じます。

今後、民間企業から譲渡の申入れがあれば、大阪府や土地所有者等と真摯な協議を行うとともに、設備撤去の手法なども同時に検討する必要があります。国定公園内であるということで、様々な手続が必要であることなど、課題が山積しておりますが、関係各位との丁寧な議論を行い、できる限り財政負担の軽減を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

この件については、村長に間いただくことはありませんが、今ある意味運命的なものを感じると答弁をいただきました。今後、スピード感を持ってこれからの課題に取り組んでいただきたいと願っております。

次に、次からはもう村長、結構です。担当課に答弁を求めますよって、そこで座って、担当課がどういう答弁をなさるか聞いてください。よろしくお願いします。

担当課に伺います。

ここで、効果検証についてですが、検証したことで廃止を決断された。

次の2点について担当課にお伺いします。

開業以来、赤字体質の改善のための様々な取組を行ってきたと答弁をいただきましたが、どのような取組をされてきたのかが1つ。赤字であっても、金剛山ロープウェイや香楠荘を運営していくことにより、村内の関連企業や周辺施設の売上げの向上になったのではないかと。また、金剛山ロープウェイや香楠荘を運営することにより、指定管理者で村民の皆さんが正職員やアルバイトで採用されるなど、相乗効果になっていなかったのか、この点について、今後の観光事業として金剛山を村のシンボルとして活用する方法をお聞きます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、私のほうから御答弁させていただきます。

まず、赤字体質の改善に向けての取組状況でございますが、開業以来、村や観光協会、そして大阪府などによる樹氷祭りなど、そのときの四季折々のイベントや、そして写真コンテスト、モデル撮影会なども開催しました。そしてまた、広告宣伝事業としましては、観光ポスターの作成なども行いました。これらの取組により、直後は一時的な乗客のほうは増加しましたが、右肩上がりの効果は見受けられませんでした。また、村民の皆様の利

用向上を図るため、65歳以上の皆様にはロープウェイの無料乗車券を配布してまいりましたが、年々利用者が減少したことにより、この事業につきましては平成14年度で廃止となりました。そしてまた、平成16年度からは民間企業の企画、アイデアを生かすために、指定管理者制度を導入しましたが、人件費等の削減にはなったものの、赤字体質を改善するには至りませんでした。

そしてまた、村内の関連企業や周辺施設の売上向上につきましては、明確なことは言えませんが、村税が大幅に増加したなど、寄与したとは思えない状況でございます。

次に、指定管理者での村民の雇用状態でございますが、指定管理者では村民の雇用に取り組んでまいりましたが、なかなか人員不足で、PRするものの人員が不足しており、香楠荘の定休日を設けなければならないという状況にもなりまして、雇用の確保には従前から苦慮されていたような状況でございます。そして、ロープウェイにつきましては、民間譲渡ができず、ロープウェイ施設を撤去することになりましても、金剛山は歴史と自然が息づく金剛葛城山系の主峰であることから、今後もその活性化には取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

次ですけれども、廃止については村民の皆様から課題なんですけれども、これは先日委員会において、各委員からも質問がありました。私が再度お伺いさせていただきますけれども、よろしくお願いをいたします。

前回の特別委員会の内容とロープウェイと香楠荘の事業断念のロープウェイだよりを発行されましたが、以前から村民から反応はほとんどないということでありました。2月19日の読売、朝日、産経新聞朝刊に掲載されたことにより大阪府民に周知され、またインターネットのニュースにも掲載されたことで全国に発信されましたが、どのような反響がありましたか。長年の懸案事項であったロープウェイ、香楠荘事業について、一步前へ進むことができたと思っております。しかしながら、土地所有者との交渉、大阪府、ちはや園地の給水する水道施設の協議など、課題も山積しているが、現在の状況についてお伺いをいたします。

○田中議長 答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 まず、報道発表の件でございますが、村の報道発表によりまして、先生からも質問いただいておりますように、2月19日の朝刊、そしてネットニュ

ースなどにも掲載されました。観光・産業振興課に電話による、それによりましての苦情等は一切ありませんでした。ただ、村のホームページからの問合せというか、御意見のほうでは、譲渡先が見つからなければ廃止となるのはとても残念ですとの意見などが数件ありました。こういう意見に対しましては、名前とかちゃんと明記されている方につきましては、こちらのほうから状況説明のメールを丁寧に返信のほうをさせて、御理解をいただいているような状況でございます。

続きまして、駅舎の敷地や架線下などの土地所有者につきましては、8名の皆様がおられまして、現状の説明を行い、仮に民間譲渡になった場合、また撤去工事になった場合につきましても、引き続き協力願えるよう親切丁寧に説明をし、御協力してもらうようお願いしているような状況でございます。

続きまして、ちはや園地に給水している水道施設につきましては、村としても金剛山の活性化には必要との認識はしておりますが、以前のように村への過剰な費用や人的負担が生じないように、現在大阪府と協議を行っているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 大変長らくこの件については、担当課が一生懸命頑張っていたいただいた懸案事項でありましたけども、こういう形で解決するような感じです。本当に御苦労さまでした。ありがとうございました。

そこで、要望といたします。

先ほども村長にもちょっと言いましたけど、この課題はここまで廃止するまでに時間を食う、お金もかかるということです。この課題についてはスピードアップしていただきまして、一日も早く住民の負担にならんように考えていただきたいとお願いして、要望しておきます。

運休後の早い段階から民間譲渡を検討するよう担当課に指示してきたことで、水面下で民間事業に打診したが、民間企業から検討の余地はなかったと議会にも答弁をされました。また、PFI事業導入可能性調査における民間事業者とのサウンディング調査でも、事務所から自ら事業を受けるような前向きな意見がなかったことが、大阪府や土地所有者の協議も必要であり、簡単には行かないが、長い時間をかけて民間譲渡の検討をされても、時間や労力の無駄のように思っております。ちはや園地は、土地、建物とも大阪府の所有者であり、ロープウェイ、金剛山駅舎の土地も大阪府が所有していることから、ロープウェイと水道施設を大阪府に譲渡するのも一つの方法でないかと思っております。村職

員には民間譲渡などのノウハウがないことから、大阪府に譲渡し、香楠荘を含めて大阪府にお願いするほうが効率がよいと思うので、今後、先ほど申しましたが、住民の負担にならないように検討していただくよう、要望して終わります。ありがとうございました。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 小吹台地区の活性化について御答弁申し上げます。

御質問にあります小吹台地区の活性化についてですが、私が思う地域活性化とは、人口が増え、安心して働ける場所があり、地域住民同士のつながりが築かれ、人が集い、安心して暮らすことができる状態、まさに地方創生と同意語と考えております。加えて、ほかにも結婚、出産、子育ての希望をかなえられることも忘れてはならないと思います。

今回御質問いただきました小吹台地区は、村外からの交流人口を通じての活性化が図りにくい地域である住宅地という特徴を考慮しつつ、進めていかなければならないと思っております。今回御質問いただきました小吹台地区をはじめとする村全体の活性化を現実、いわゆる実現するためには、村民の皆様の創意工夫と自主性を基礎としたお力が必要であると考えております。いずれにしましても、現在策定中の第5次総合計画において、活性化策について検討を進めてまいります。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 長年議員をさせていただきまして、いい年になってきたんですけども、やはり自分が堺で生まれて、千早赤阪村の住民になってもう四十何年になって、小吹台の中の住民の一人として住んでまいりますと、どうしてもこの小吹台のことが気になりましてね、前村長にも質問しました。さきに申しましたように、5年間かけて議会で6回ほど質問させていただいた中で、1つは、時代の流れがあってLED化が完成されて、今住民が明るく過ごさせていただいているのが1つございますけども、次にちょっと質問させていただきます。

年間の質問の中で、平成30年3月議会において、これ前村長ですけども、小吹台地区の老朽化施設の集約化、いきいきサロンやまゆりの建て替え等の質問に対して、答弁はこういう答弁でした。小吹台連絡所やいきいきサロンやまゆりの老朽化については、今後の課題として問題意識を強く持つていくところである。今後の施設のあり方や小吹台地区の活性化を検討していく上で、御提案いただいている各施設の集約化ということも一つの有効手段である。新庁舎や認定こども園が一定の目途がついた段階で、立地についてはげんき保育園の跡地がいいのか、小吹台連絡所やいきいきサロンやまゆり、作業所も含めた形

で総合的な施設の建設の可能性について検討していくという答弁でございました。そこで、お伺いいたします。

前村長の答弁で、今後の小吹台地区の活性化と老朽化した施設のあり方について、村長の考えを聞かせてください。

○田中議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 小吹台地区の活性化と老朽化した施設のあり方でございますが、活性化については、先ほど答弁いたしましたとおりであります。施設のあり方につきましては、いきいきサロンやまゆり、小吹台連絡所などの老朽化については、問題意識を私も強く持っているところでございます。施設のあり方の検討においては、集約化なども有効な手段であるとも考えられます。いずれにしても、村の財政状況も勘案しながら、今後検討を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 今の村長のお立場から言ったら、活性化になってくると、先ほども答弁がありましたように、村全体のことを考えたらそのとおりかと思いますので、それはそれで私も理解しておりますけれども、小吹台の一住民として、長年住んでる中で今ずっと見ますと、やはりどこの地域もそうだと思いますけれども、やはりこの老朽化してるということは事実でありますので、その點頭の中に入れていただきまして、次の質問をさせていただきます。

施設を建て替えになりますと、莫大な費用がかかると私も理解しております。だけど、これから南本村政としてやっていただく過程においては、懸案事項が今現在村にも多々あります。あるんですけども、ぜひこの政策の中の一つに入れていただきまして、これからの小吹台の活性化についてお願いしたいなと思っております。

そこで、質問させていただきます。

小吹台地区の活性化の一つとして、いきいきサロンやまゆりの建て替えを提案させていただきましたが、もう一方で一つお尋ねしますが、千早小吹台小学校の存続の件です。私は、小学校のあり方を問いかけてまいりましたが、今の心境としては赤阪地区に小学校、認定こども園があります。今後統合を検討される際、小吹台地区から小学校をなくすということは、活性化じゃないと考えておりますけど、村長の見解を伺います。

○田中議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 小学校の統合につきましては、昨年度に教育委員会におきまして、村立小学

校のあり方に関する方針を取りまとめていただいております。一方で、1つの小学校の児童数が2年続けて60名を切る年の3年前をめぐり、学校をはじめ保護者や地域住民などからなる協議の場を設け、協議することとしております。私といたしましても、この方針を基本に、協議の場で方向性を尊重しながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

今から要望するこの建て替えということで、ここにこういうものがあるんです。仮称ですけれども、千早赤阪村いきいきセンター計画案と書いてあります。ここに設計図も書いてあります。今ここでその提出をしたらいいんですけども、これが済んでから村長はじめ各担当課に、それから議員の皆さんにも理解を求めたいと思ひまして提出させていただきましたけど、一応読んでみてください。これがもう7年前に、ちょっとあることで設計をさせていただきました、ずっと大事にしていたんですけど、前清水副村長にはこの案はお見せしました。そのときに、まあ考えとくわというような口約束でございましたけど、今から情報を読ませていただきます。よろしくお願いします。

小吹台地区の活性化については、いろいろな問題が山積している中ではありますが、若い世代の永住と移住を含め、小学校の存続は不可欠であります。また、いきいきサロンやまゆりの建て替えは、現在の高齢者施設ではなく、若者から高齢者が使用できる、仮称ですけど、福祉センターとして、その中には小吹台連絡所、植田診療所、やまゆり作業所等の総合的な施設として、また村民にとって防災、災害での1拠点の一つとして建て替えを要望させていただきました、この2件について質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田中議長 以上で本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

ここで、南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 議長、ちょっとマスクを取っていいですか。

○田中議長 どうぞ。私も取ってます。

○南本村長 それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、令和3年度当初予算案をはじめとする議案につきまして、19日間にわたり、それぞれ慎重に御審議を賜りましたことを心より厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。また、全ての議案において御承認をいただき、感謝申し上げます。

誠にありがとうございます。

令和２年度も余すところ１６日、すぐに新しい令和３年度が始まります。今定例会でいただきました御意見、御要望に留意し、村政運営に取り組んでまいる所存でございます。なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、議員の皆様方におかれましては、４月２５日執行の村議会議員選挙が控えております。立候補を予定されている議員の皆様方には、見事に当選の榮譽を得られますことを心からお祈りを申し上げます。また、今期限りで御勇退されます議員の皆様方におかれましては、これまで村政の発展に多大な御尽力をいただき、誠にありがとうございました。心から感謝を申し上げます。今後とも引き続きお力添えをいただければ、幸甚に存じます。よろしくお願いいたします。

職員では、議会事務局長が定年退職を迎えます。これまで長年にわたり職務に懸命に取り組み、村政運営を事務方として支えていただきましたことを心より敬意を表します。本当にありがとうございました。

結びに、議員の皆様方には職員に対し何かと御厚情を賜り、御協力をいただきましたことに深く感謝を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和３年第１回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後２時２１分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長            田 中            博 治

議 員            千 福            清 英

議 員            藤 浦            稔